

42.58

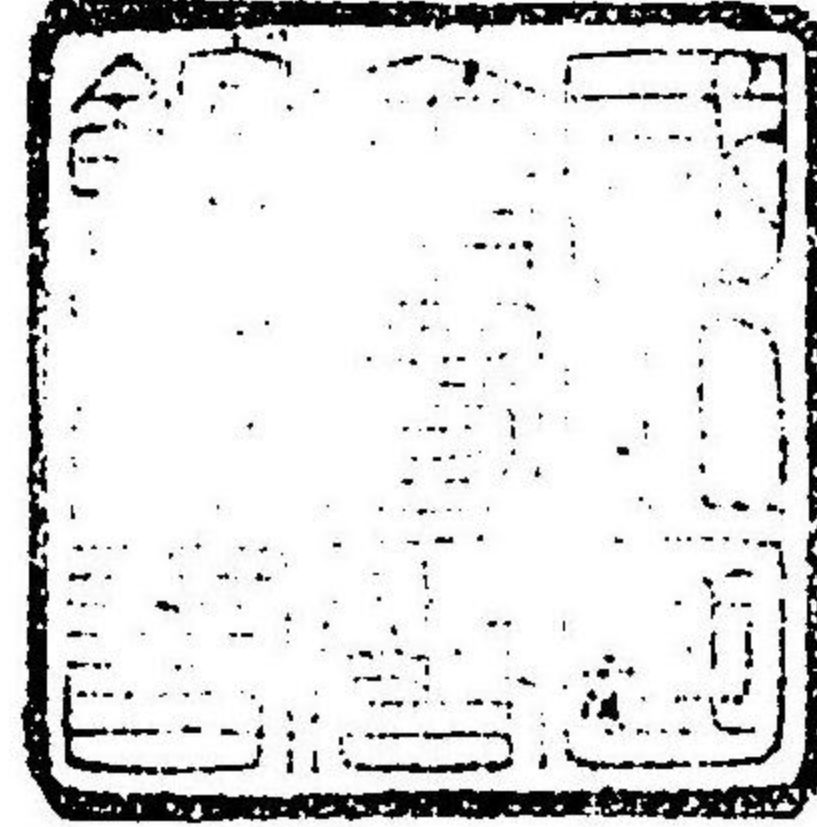
明治叛白旗

210-6 Ta 898 m

明治叛臣傳

吾國に於ける古來一切の叛臣は、一も朝敵たるものなく、
 擧げて時の政府に反抗せるものならざるはなし。故に文字
 通りの意義に於いて、吾國の歴史は一人の叛臣を有せずと
 稱して可。所謂叛臣は、今の語を以て云へば、反政府黨又
 は在野黨の熱烈なるものたるに過ぎず。たゞ、猶ほ專制政
 治の時代に屬するが故に、時の政權の所在に抗ふに筆舌を
 以てせずして腕力を以てせるのみ。此の意義に於いて叛臣
 は多くは名士なり偉人なりといふべし。且つや政治をして
 腐敗せざらしめん爲めには必らず時の有司をして恐懼戒愼
 せしむべき政敵あることを要すとせば、叛臣なるもの我國
 の進歩に貢獻せる所亦頗る大也。殊に專制を立憲に移らし
 めたりとも見るべき我が明治前半の叛臣に於いて、吾人は
 之れに滿腔の尊敬を致さるべからざるものあるを感ず。

(白河鯉洋)



273299

敢て今の青年に此書をすゝむ

今の青年はあまりに意氣地なし、其頭を悩ましむるものは學校卒業後の就職難也。其胸を躍らす者は海老茶袴の煽りとリボンの翻めき也。復た眉を昂げて功名を語らず、唯クラブ洗粉に其ニキビの顔を磨くは忘れず、復た肩を聳かして天下の英雄を罵らず、唯コスメチックに頭髮を光らすは忘れず、今の青年、何ぞ其志の屑々として其爲す所の醜態たるや。

今の青年はあまりに實務的となれり、瑣末に局促するに過ぐ、青年は須らく空想に活くべき者也。今の青年はあまりに秩序的となれり、小成に苟安するに過ぐ、青年は常に不平を懐く可き者也。青年の志は大ならんことを要し、意氣は壯ならんことを要す。人間には衣食のみひとり最大要事ならむや、成功のみ惟に最高目的ならむや。青年の生命は理想に慕進するに在り、眼は常に大局に注げ、手は毎に高

處に著けよ。

老實沈着は固より美德也、然れども是れ老成の人の事なり、弱心横逸活氣潑瀾青年の光彩は其生動の上により、青年の眼中必ずしも成敗利鈍ある可からず、青年はたゞ青年らしかるべきのみ。

明治維新の革命は青年の飛躍に成れるに非ず耶、憲政の建設も亦青年の活動に成れるに非ずや、當年の青年は憂ふる所天下國家に在り、家を捨て身を捐て、顧みざりし也。今の青年の偏へに己のために計り、私のために勢すると太甚だ逕庭あらすや。

吾人は敢て今の青年に、必ず治國平天下の經綸を横議せよとはいはず、又弊衣短袴疎放自ら喜ぶものたれとはいはず、其舉止を都雅にするも可ならん、其風采を修飾するも可ならん、其醫を學び、工を學び、商を學ぶ、亦各擇ぶ所に任して可也。但其何の術を學び何の科を修むるを問はず、其志す所は高く、其圖る所は大ならざる可

からず、利己の爲めにのみ爲す勿れ、衣食のため黄金の爲めにのみ爲す莫れ、天下の爲めにせよ、人道の爲めにすることを忘るゝ莫れ。

一身一己の利害進退にのみ腐心し、術を賣り學を賣つて恥ぢざる青年の今の状態は、あまりに意氣地なからすや。

予は敢て此書を以て今の青年にすゝむ、聖代豈に復敢て當年不祥の事を學べといはんや。唯意氣地なき今の青年が、此の一身を以て公道に殉じて悔むざる底の意氣志業に感奮する所あらんことを望めば也。

明治四十二年秋九月於日光寓居

著 者 識

謀叛論

笹川臨風

律の八虐には明に謀反と謀叛とを分つ。謀反とは國家を危うせんことを謀るを云ふ。之を釋するものは曰く、臣下逆節を圖らんとし、君を無みするの心あるを云ふ、敢て尊號を指斥せず、故に託して國家と云ふと。即ち皇室に對する反逆なり。謀叛とは國に背き、僞に従ふを云ふ。釋に依れば本朝に背きて將に外國に投せんとし、或は城を翻へして僞に従はんと欲し、或は地を以て外に奔らんと欲するを謀るなりと。即ち國に背く反逆を云へるなり。然れども其後、對外關係の薄くなれると、いもに、此二者は混同せられて、其間に又差別なし。苟くも當時の政府に對して戈を執るものは之を稱して謀反人と呼べり。故に太平記には天皇御謀反と云へる奇語さへも生ずるに至れり。其後轉じては尋常茶飯事にも異心を挾むもの

を以て謀叛氣ありとさへ唱へらる。

古來謀叛するものは概ねお定りの宣言あり、君側の姦を鋤くと云へること是れなり。藤原廣嗣も斯く云へり。西郷南洲も斯く叫べり。敵手を以て自家の意志を阻害するものとなし、目して君側の姦と呼び、之を倒して其不平を癒さんと欲するなり。然れども、立助を斃したる廣嗣が果して善良なる政治を布き得べきや、松菊甲東を一掃したる南洲が更により以上の新政を創むべきや否は問題なり。廣嗣も南洲も理想的政治あるべし。然れどもそれ以前に於て自家の妨害たるものを鋤て甘心せざるべからず。之に於て其やる瀬なき不平を漏さざるべからず。謀反には一個の主義綱領を發表するの要あり。故に君側の姦を鋤くと云へる絶好文辭を真向にかざし、其旗幟を鮮明にするなり。

不幸にして廣嗣も南洲も失敗せり。若し之をして成功せしめ、其所謂君側の姦を鋤くことを得せしむれば、永く反臣の汚名を蒙らすして已みしなるべし。薩長

二藩にして徳川氏に對して失敗したらんには、足利幕府に於ける山名、大内氏と何ぞ擇ばん。然れども固より之れ結果より觀ての批評に過ぎず。其の謀反たるに於ては依然たるなり。勝てば官軍、負くれば賊。我等は斯る俗論に與すること能はず。石田治部の成敗は彼が價值に於て寸毫の増減なきなり。

我等は謀反なる者を敵視せず。男兒苟くも一片釋くべからざる大不平の磊塊あらば、之を爆發するも亦妙ならずとせず、發して謀反となり、乾坤一擲の壯劇を演ずるも一快事なり。然れども謀反者には一定の資格なかるべからず。誰も彼も謀反して可なりと云ふべきにあらず。他なし、外様は謀反すべし、譜代は謀反すべからず。

主たり従たり、君たり臣たり、知己たり、恩人たり、親分たり、子分たるものは、相互の間に道義の關係あり。此關其は利害に依りて結び付けられたるものにあらず。其初や或は利害に依りて結びたるものあるべし。然れども、彼れ我を知り、我にし

て其知遇に感じ、其恩義に浴するに至らば、其間に道義の關係生ず。非常の故なくして之に謀反するの道理なし。故に明智光秀の謀反は反逆なり。些の同情辯護すべきの道を見出すを得ず。然れども和田氏、三浦氏が鎌倉の執權に向て彎ける弓は正々堂たり。由井丸橋が江戸幕府に對する異圖は大に批議するを要せず。和田、三浦は北條氏に取りて外藩たり、由井、丸橋は天下の浪人たるなり。

我等は處生の法として、謀反すべき地位にあらんことを勸告せんと欲す。苟くも天下眞に我を知るものあらば、大丈夫其の知遇に感じて一死以て之れに酬ふるも可なり。然れども知己の難きは一葦の風濤を破るが如し。覆溺して後悔ぬざるもの甚だ少し。既に然りとすれば、好で自ら求むるを要せず、其實力を養ひ、外様として畏敬せらるべき地位に到達せんことを期すべし。徳川家康は容易に秀吉の下に趨らざりしが爲に秀吉の最期まで其の畏憚する所となれり。井伊直政最も佐命の功ありて、僅に近江十八萬石を食めるに過ぎず、其三十萬石に加封せられ

たるは、其後直孝の世にあり。本多忠勝、榊原康政の如き攻城野戰の功を以てしてすら十萬石を出でず。鳥居忠政は乃父伏見の孤忠を憐まれて、出羽に二十三萬石を食みしと雖も、一代にして絶えたり。本多正純、口辯の才を以て宇都宮十五萬五千石に封せられしも、其一生の間に沒收せられぬ。譜代は斯くの如し。外様に至りては加能越の前田氏は百萬石を超え、薩の島津氏は七十七萬石を食み、仙臺の伊達氏は六十二萬石を食む。熊本の小川氏の五十四萬石、福岡の黒田氏の五十二萬石、何ぞ其食封の大にして、裕かなる。

水戸藩は尊攘論鼓吹の中心たりしも、徳川氏に對して叛旗を翻へすと能はざりき。是れ宗支の關係あればなり。我等は此點に於て水藩を遺憾なりとせずして寧ろ其然りしを喜ぶ。會津長岡が親藩譜代の本分を盡して幕末史を飾りたるは甚だ多とすべし。譜代は斯くあるべし、斯くあらざるべからず。藤堂氏は外様にして、しかも准譜代なり。其洞ヶ峠の裏切は松尾山の小早川秀秋と同一轍にして、

一時の唾棄する所となりしも亦無理ならずと云ふべし。彼の長や薩や昂然として幕府を蹂躪し、依て以て維新の大業を成し、もの洵に羨むべきなり。彼等は外様なるが故に斯くなし得べきなり。而して會津長岡は幕府に殉死すべきなり。

我等は今の世に於て争て子分たらんことを求め、譜代たらんことを望むもの、多きに驚かざるを得ず。然も又彼等は譜代となり子分となりて、會津長岡たると能はず、機あらば薩長たらんとし、藤堂氏たらんとするに驚かざるを得ず、甚しきは競て権門の女婿となり、顯貴の走狗となりて、其所謂立身出世の途を開かんとするものあり。之が爲に其精練の妻を逐ふものあり。其親戚故舊を棄つるものあり。好で謀反人たること能はず、謀反人となつて明智光秀たらんとす。腑甲斐なさ千萬の事と謂ふべし。畏敬せられ、大祿を得るの途を講せず、強ひて媚を賣り愛を求めて、彦根三十萬石が關の山なり。堂々たる有髯男兒此點に於ては娼家の婦と異らざるなり。

實力ありて而も權家の佳婿たるが爲にハンデーキャップをつけらるゝものあるは何ぞ。是れ謀反氣のなかりしが爲めなり。叩頭し、靴の紐を結ぶをさへ辭せずして僅に榮職に上りて意氣軒昂たるも、心あるもの、笑を免れざるは何ぞ。是れ謀反氣のなかりしが爲なり。斯る謀反氣なきものは官吏界にあり、政治家社會にあり、學者仲間にあり、實業家連中にありて到る處に翱翔す。一の正雪一の忠彌なきなり。一の石田三成なきなり。

男兒生を此世に稟くれば、謀反氣なかるべからず。胸中大不平あらば、宜しく五斗米に屈せざる清操陶淵明の如くなるべきか、周の粟を食はずして采薇歌を歌へる高節夷齊の類に倣ふべきか、然らずんば磊塊に澆ぐに火を以てし、大に謀反して、薩長たるべく、若くは廣嗣南洲たるべきなり。何ぞ内に不平の吟をなし乍ら、外に營々兀々として戦々競々たるを學ふべけんや。既に謀反氣あり、宜しく謀反すべき資格を作るべく、一朝秦たり楚たるを妨げざるを要すべし。

聖明の世、敢て兇徒嘯集を唱ふるに非ず。處生の道に於て唯り之を言ふ。

臨風君に請ひ其謀叛論を以て序文に代ふ

嶺雲識

凡例

一、篇中の記事皆其人の自ら語る所に係る、敢て妄りに筆削せず又潤色せず、故に之を明治謀叛史料といふも可、各自の自叙傳と見るも亦可。

一、此書獲るに隨うて則ち録す、且病を推し強て篇を成す、推敲を缺ぎ烹鍊を経ず、恐らくは序次叙法章句の間、其體を得ざるもの甚だ多からむ。

一、篇中收むる所僅かに五人耳、當年志士の今に存する者何ぞ此に止まらむ、但著者病蓐に在り、自ら奔走して博く蒐むる能はず、他日更に稿を續ぐの機あらんことを期す。

一、此篇史傳としては元より完璧に非ず、著者の意はたゞ後の史家のために断片の材料を供するを得ば足れり。

一、竊に謂へらく、眞の史家は詩人の胸と小説家の眼と理學者の頭と司法官の耳とを兼備へざる可からずと、昔の歴史は詩たるに過ぎ今の歴史は記たるに過ぎ、吾人は眞の史筆を有する者出で、眞の歴史を著すの日の來り、此篇若し幸に其一顧を得ることあらば我が願酬ゆ矣。

卷 中 目 次

總 叙……………一—二八

一、 謀叛論……………一

二、 叛臣傳を編せる所以……………六

三、 帝國史に於ける維新革命の意味……………一三

四、 國會開設前に於ける民權論の消長……………二二

福島事件と河野廣中氏……………二九—六六

初て板垣と相識る……………二九

河野の自由運動……………三〇

縣會の衝突……………三七

秘密盟約書……………四〇

若松地方の混乱……………四三

若松の爆發……………四七

河野の拘引……………四九

盟約書の破棄……………五一

盟約書の露見……………五二

雪中の護送……………五三

獄中生活……………五九

出獄後の河野氏……………六四

加波山事件と河野廣體氏……………六七—一〇五

小川町の爆裂彈……………六七

河野と暗殺主義……………七〇

延遠館の暗殺準備……………七三

宇都宮開廳式……………七五

利根河の船中……………七八

鯉沼の奇殃……………八〇

暗殺派の下館落……………八三

下館町の有為館……………八五

有為館の爆發……………八六

富松正安首領に推さる……………八八

加波山の旗擧げ……………八九

警察分署の襲撃……………九三

長岡嶮の戦……………九四

同志の解散……………九六

河野横山の捕縛……………九八

十二士及二縣有志の大捕縛……………一〇〇

志士の處刑……………一〇三

河野の後半生……………一〇四

飯田事件と河澄徳次氏……………一〇六—一四二

馬の鞍の鮮屋……………一〇六

飯田事件の發端……………一〇八

遠山地方を徇ふ……………一一一

川澄東京に行く……………一一一

愈々爆發す……………一三六

陰謀露顯……………一三八

大赦後の河澄……………一三九

名古屋事件と奥宮健之氏……………一四三—一六八

立志社時代……………一四三

自由黨に加盟す……………一四五

革命旗の引幕……………一四六

社會黨運動……………一四九

名古屋に留まる……………一五二

擧兵の陰謀……………一五四

平田橋の慘劇……………一五五

陰謀の發覺……………一五七

池の端の搏縛……………一五九

破獄未遂……………一六一

樺戸の苦役……………一六五

静岡事件と中野次郎三郎氏……………一六九—二〇七

中野次郎三郎の細君……………一六九

中野静岡に漂泊す……………一七四

金谷原の探險……………一七九

静岡縣下の民権運動……………一八二

俠客山田八十吉……………一八三

赤井景韶の死刑……………一八六

全國的大動亂準備……………一八八

徳川慶喜擁立の計畫……………一九〇

舉兵主義、暗利主義に變ず……………一九一

強盜罪を犯して反覆を拒ぐ……………一九三

金指町の強盜……………一九四

爆彈の試験……………一九八

天皇陛下箱根離宮御成……………一九九

發覺と同志の逮捕……………二〇一

無辯論の服罪……………二〇五

特赦復権……………二〇六

終

明治叛臣傳



田岡嶺雲著

總叙

一、謀叛論

謀叛謀叛此語を甚不祥の響を有する者の様に思つて居る輩がある、而し吾人の耳には此ほど痛快に響く言葉は無い。

蓋し進化が物質界の一種の天則である如く、進歩は人間世の大勢である、有史以來茲に幾千年世運は推移して已まない、而して其推移の歸嚮は恒に進歩である、縱

使時に多少の躊躇顧盼あるを免れざるも、大勢の越く所は進歩である。故に進歩を礙ぐる者は人間の敵である。忌むべき者である。進歩を促す者は如何の種類のものも人類に貢献する所ある者である。之を疾むは世運の大勢を解せざる者である。

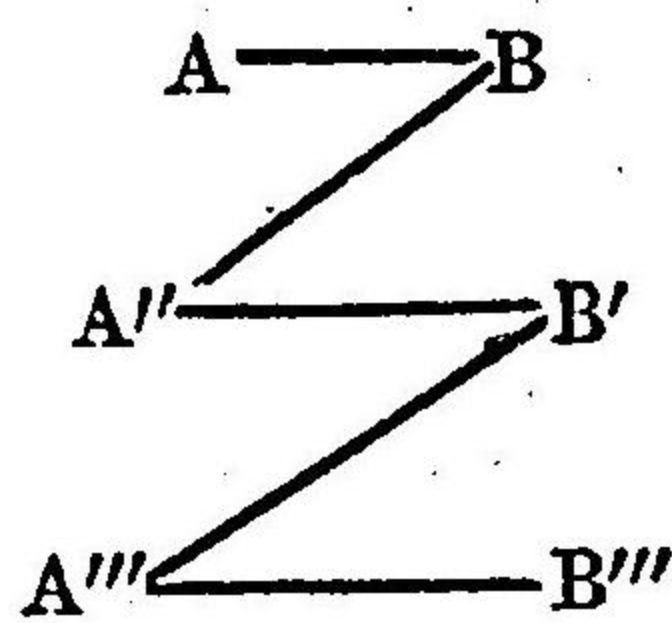
而して此進歩の往途に毎に障礙たる者は、故習舊型の執着より來る保守拘泥である。如何なる時にも進歩がある如く、如何なる時にも亦進歩に對する此等の障礙物あることを免れない。進歩が此の障礙を爆破して突進せんとする時、茲に即ち所謂謀叛があるのである。謀叛は保守拘泥の求心力に對する進歩の遠心力の發作である。謀叛は舊き物に對する新らしきものの開展の發現である。「現状」は毎に停らんとする、停まれば輒ち滯る、之を促して生動せしむるものは謀叛である。止まれば輒ち囚へらるゝ、之を破つて解放するものは謀叛である。保守に對する進取、拘束に對する解放、所謂謀叛は茲に企てらるゝのである。

波瀾無れば則ち沈滯す、謀叛は一種の波瀾である。即ち沈滯に對する刺激である、謀叛あつて時勢は躍動する、謀叛あつて歴史は光彩を生ずる。謀叛は即ち又「現状」に對する一種の刺馬輪である。時運の活動を促す所以である。進歩を促す所以である。謀叛は破壊を意味する、破壊は即ち向上の情愴である。謀叛は又反撥を意味する、反撥は即ち開展の飛躍である。蓋し歴史なる者が進歩を意味する以上、即ち向上と發展を意味する以上、歴史は即ち謀叛の連続である。之を政治的に觀れば君權主義に對して民權主義がある、民權主義は帝權主義に對する謀叛である。民主主義に對して國家主義帝國主義がある、國家主義帝國主義は亦民主主義に對する謀叛である。國家主義帝國主義に對して社會主義無政府主義がある、無政府主義社會主義は國家主義帝國主義に對する謀叛である。獨り政治的に然るのみではない、之を文藝上に觀るもローマンチック派は古典派クラシックに對する謀叛である、寫實主義はローマンチック派に對する謀叛である、象徴派は寫實主義に對する謀叛である。獨り政治上、文藝上に然るのみでは無い、人世のあらゆる方面に於て皆然りである。

蓋し人間は陰性に非ざれば即ち陽性、此二者の孰かに屬する。陰性の者は保守となる、陽性のものは進取となる、陰性のものは建設し、陽性のものは破壊せんとする。而して何れの世にも陰性の人あるが如く又陽性の人がある、陽性の人には現狀に安じ得ない人である、即ち現狀に反抗する、現狀の破壊を企てる、現狀に對する謀叛は毎に此種の人に因て企てられる。謀叛によつて現狀は變せられる、變せられた後の現狀は又沈滞して弊を生ずる、此に對して又謀叛がある。如此にして謀叛又謀叛、謀叛の連続が即ち進歩である。

動あれば反動あり、是動學上の原則である、一正一反、一反一正、開展其間に行はれて未廣がりに社會は進歩する、例へば茲にAありとし其反動をBとすれば、其Bに對する反動A'は、AとBとのシンセシスにして而して寧ろAに近きもの、此A'に對する反動はBとA'のシンセシスにして而してBに近きB'である、B'の反動はA''、A''に對するものはB'、此くの如くシシス、アシナセシス、シンセシスの交互に相行はる

る間に梯狀の開展があり、即ち進歩があるのである。



之を具體的に説けば、民權主義は帝國神權主義に對する反動なれど、民權主義の反動たる國家主義は兩者のシンセシスにして而して後者に近く、國家説の反動たる社會主義は又兩者のシンセシスなれども前者に近きが如し、而して反動は即ち謀叛である。

之を我國近代史上に稽ふるも、維新革命も一種の謀叛である、幕府に對する太平記記者の所謂天皇御謀叛也、更にいへば薩長等の諸侯の將軍に對する謀叛であり又輕格者が門閥に對する謀叛であつた、維新革命が一面に王政復古を標榜したに

拘はらず、一面に四民同等の主義を宣布したのは、反動が毎に古きに復らんとしつゝ、乃ち進歩する者なるを證するに足るのである。然れども此四民平等を宣布した維新の革命は、久しからずして薩長の有司專制閥族專權となつて大勢の進運に一大障礙を興へた。此に對して起つた自由民權の論の沸騰は即ち四民平等の大義を實行せんとする閥族專制に對する謀叛であつたのである。日本今日の憲政實施は實に此の謀叛の賜物である。

嗚呼謀叛、謀叛、此語を聞て戰慄するものは鋼蔽の徒である。進歩の賊である。謀叛は毎に進歩の促生藥である。假令多少の不快の此に伴ふを免れずとするも、吾人は猶謀叛に對して感謝することを忘れてはならぬ。

二、叛臣傳を編せる所以

謀叛なる者、社會進歩の上に貢獻する所大なるに拘はらず、往々誤解せられて不

解忌むべきの事とせらるゝのは、蓋し其計畫の目的が平凡なる現狀即ち所謂泰平の反抗にありて、權勢の上には不遇者たるの地位に立つを常とするが故に、政權の所有者は現狀の維持を必要とする已むを得ずして往々詭道を蹈み、非常の手段に訴ふることが有るからである。然れば其命を捐て血を流すを辭せざる處に、其心事の摯實と熱烈なるを見るべきである。八百長や冗談にするのでない、眞劍である。眞面目である、吾人は寧ろ謀叛人なる者に對しては其犠牲を多とせねばならぬ。但此は後日に於ける公平なる冷靜なる判斷に待ちて始めて然るを知るを得べきものであつて、其謀叛當時に於ては、「現狀」の維持を利とする時の顯勢者即ち權力の掌握者より之を見れば、一種の秩序紊亂である、兇徒嘯集である、暴動である、叛亂である逆賊である、憎むべき敵宥す可からざるの罪人である。故に其謀叛が成功し主客地位を易へざる限り、謀叛人は竟に謀叛人である、繼子であり、又日蔭者である。權要者の赫々たる勢威に壓せられ、其理由も目的も事情も、一切闇黒に埋沒せられ去る

ことを免れない。其『現状』に於ける權要者は其勢威を以て謀叛を壓服すると共に一片の犯罪宣告書によつて彼等の一切を葬つて了ふ、即ち要路者自己の都合自己の勝手の宜い様に彼等の一切を片附けて仕舞ふとする、從て謀叛者側に於ける裏面の消息、實狀真相は永久に不明となつて歴史上より除き去らるゝことが多い。然れども前にもいへる如く、謀叛が進歩の推動者、促進者たる以上、謀叛は人間歴史の一半を形成すべきものである。歴史の半面を裏つけて時運の推移を明かにするに必要なるものである。歴史の眞實を得んが爲めには、謀叛史は決して閉却す可きものではない。而るに謀叛史は上述の理由によつて最も真相の没却せられ易いものなるが故に、謀叛の真相を傳ふることは甚だ必要であるにも拘はらず、又甚だ難いのである。

然でなくてさへ元來事實の真相といふものほど、正確を得難いものは無い、例へば茲に一の殺人があつたとする、翌日の新聞は争て其記事を詳報して、其三面を賑

さうと力める。而して假りに十種の新聞ありとすれば、記事は十種とも多少の相異あるを免れない、其文章の同一であり得ざるは、固より當然なれど、其殺人の緣由、動機、位置、狀況に至つても一致しない、時とすると、其加害被害者の姓名、年齢のやうな極めて的確なるべき筈のものまでが、新聞によりて異つてゐることがある。固より此は外交記者の誇大、擔當記者の粉飾も其因を爲さぬではないが、所詮は或事實の真相なるものが、到底捉へ得可からざる者たるが爲めに歸するのである。

蓋し此も亦已むを得ないとて、其加害の當人自らをして偽らざる自白をなさしむるも、其自己の心理的發作の經過を回想して、其加害の動機を誤らずに詳述することは到底出来ない。又現場の傍觀者ありたりとしても、其急遽匆卒の際の狀況を逐一に觀て仔細に語り得ることも是亦至難である。況んや其が口から耳、耳から口と傳へ傳へらるゝ間には、言ひ誤があり聞き誤がある、よし夫が粗忽より出た言ひ誤り、聞き誤りでないとしても、言語が元來一種の符號で、而して多義を有する者た

る以上、言ふ者の意志と、聞く者の意思とが其語義の上に一致しない事があつて、其兩者の智識學問趣味等が同じ程度に非ざる以上、茲に了解の支吾が生ずる。其支吾が初は極めて僅であるとしても、夫が多數の口と耳とを経る間には、段々大きになつて、終には一個の訛傳と成り了ることあるを免れぬのである。

此くの如くにして、其日の事を其日に聞いて傳へるにしても、事實の真相なる者は誤まらるゝことが多い、即日の小歴史たる新聞既に然り、之を推して所謂歴史なる者に多大の信用を拂ふを吾人は輕卒と信ずる。歴史が的確な事實を傳へ得ると信ずるのは大なる妄信である。其勢態は得らるゝであらう、而かも真相は決して得らるべき筈のものでない、歴史は唯皮相を傳へるのみである。唯上に現れた表流の方向を記すに過ぎぬものである。裏面に伏在する紛糾なる事情の盤渦は看過されるのである。否、看過せざるを得ないのである。實際又歴史は簡單な者は左程の誤をも傳へぬが、之を詳細にしやうとすればするほど、誤謬の深みへ陥るのである。

故に予は所謂正史なる者を信じない、否、寧ろ正史なるものは忌む所匿くす所があるのを免れない、従つて真相の陰蔽せらるゝことは却て此に多いのである。是は日露戰役當時に公にせられたる所謂公報なる者に見ても明で、公報は即ち日露戰争の一小正史たるべきものである。之を要するに、歴史は竟に暗中の摸索に過ぎない、歴史なる者は竟に人間活動の輪廓の記載に過ぎないのである。歴史上の人物の正邪淑慝等を歴史によつて判断せんとするが如きは、一種の冒險である。

夫れ此くの如く歴史なる者は如何に正確と謂ても到底徹頭徹尾眞實なり得る者では無い、必ずや傳聞の訛誤と史家の臆測とが此に混するを免れない者である。更に况や謀叛の事實が湮滅して眞を傳ふる能はざるに至るは當然である。但し歴史なる者が較確的な史料として信ずるに足るべき者を得んには、唯一法あり、即ち其人自らをして其人自らに關する事實を語らしむること、是である。其人自らをして語らしむるも猶、其人の或は記憶の誤謬忘失、或は性癖による掩飾誇張、若くは

又其一身の事情他人との關係による忌憚隠蔽等あるを免れない。而し比較的事實の真相を窮め得るものは、此法を措て外に無い。其以外の方法は、竟に揣摩に過ぎない。

明治も既に四十年を過ぎ、憲政を布て又既に廿年である。當年自由民權の大義を天下に倡へて、專制政府に反抗し、此が爲に血を流した當年の謀叛人、今や既に半は凋落して、生存する人々も亦頽然として老い去つた。今に於て早く此等の人々の口より親しく當時の事實を聞いて之を志して置かねば、恐らく明治謀叛史は久しからずして湮滅に葬られざるを期し難い。是れ吾人が敢て此叛臣傳を編せんとするに至つた動機である。

清國に克ち露國に克て、日本は世界の一等國に伍するに至つた。而して今の政府は之を政府の官僚自らの大功の様に思つてゐるらしいが、其實は國民全体の力であることを忘れてはならぬ。而して所謂舉國一致國民の力を此くの如く發揮する

に至つたのは、即ち立憲政の恩恵であることを忘れてはならぬ。帝國今日の隆運を來たしたのは伊藤のみの力ではない、桂のみの力ではない、更に又川上兒玉のみの力でもない、大山東郷のみの力でもない。吾人は其功の一半を立憲政の建設のため、に盡瘁した所謂當時の謀叛人に歸するを當然なりと信ずる。若し明治の歴史を編んで此等謀叛人の功を看過することがあれば、其歴史は完全な歴史とはいへない。吾人は後世明治史を編む人の史料の参考に此書を供することを敢てする。

三、帝國史に於ける維新革命の意味

抑も日本の進歩は兩度の文明化に由て影響せられてゐる。其一は大化の東洋文明化で、第二は明治の西洋文明化である。明治の維新は、大化の革新と相並んで日本の歴史に時代を劃する者である。大化の革新は朝鮮支那と交通の結果として輸入せられたる東洋的文明の感化を受けて、古代の日本が精神的物質的に一飛躍をな

したる進歩の總勘定として現れたるものである。明治維新の革命は歐米列國との交通より、此と對等ならんがために西洋的文明に慕進せんとして正に準備の一階段を躋つたものである。大化の革新によつて日本は支那印度の文明を同化した、即ち是によつて日本は亞細亞の日本となつたのである。明治の維新によつて日本は西洋文明同化の素地を作つた。此によつて日本は世界の日本たる地位に進むを得るに至つたのである。又大化の革新が日本國民に與へたる文明化は單にその上流にのみ恩澤を被むらしむるに止まつたが、明治の維新は國民全體の上に文化の光明を治布した、即ち大化の革新は日本國民の一部の文明化であつたに比して、明治の維新は日本國民自身の文明化である。蓋し進歩は一面より見れば、開展的であり一面より見れば普遍的である。大化の東洋的文明化より明治の世界的文明化に進み、大化の貴族的文明化より明治の平民的文明化に進みたる、其量よりいへば擴大である、併し其質よりいへば歸一に嚮ふたる者である。日本は明治の文明化により

て大化の文明化よりも更に世界的平民的の平等に一步を進めたのである。而して大化の文明化の特質が煥たる王室の制度確立にありとすれば、明治の文明化の特質は四民平等を理想としたる平民的思想の勝利にある。

叙聖文武なる 今上皇帝陛下は其登極の初、五ヶ條の御誓文に於て既に四民の平等を認められ、憲政の設立を約せられ、且又國を以て世界的に進まんことを期せられた。當時世界の氣勢は佛蘭西大革命の餘波を受けて、民權の確立と憲法の制定とに向つて動き、我が維新革命の時は恰も、歐洲各國到る處に行はれた民主的革命の其波瀾の最後の浪が纔に收まつた頃で、又此れと同時に伊太利の如く獨逸の如く國民の自覺より生じたる國民的統一運動が行はれた時であつた。日本が最も後れたりと雖ども、殆ど時を同じうして此統一的事業を成したのは一奇である、(王政復古を題目とした討幕は即ち國民的統一の運動に外ならぬ)更に奇であるのは日本の維新革命は皇室と幕府との争であつて、歐洲の夫の如く王室と人民の争で

無かつたにも拘らず、唯伊太利の統一運動が法王廷を敵としたのが較々似てゐる。其結果が平民的傾向を帯びて現れたことである。是は蓋し日本に於ては從來皇室と國民とは其間に何等の疏隔をも有せず、治者被治者としての關係よりも寧ろ家族的親子の關係を有し、藤氏の攝政、武將の幕政は一方、皇室を蔑如した罪はあるが一方、一種の責任内閣をなして政治の衝に當り、皇室を其上に超然たらしめた功もある。治者被治者の關係は幕府と人民との間にのみ存じたから、從て幕府に克た事は歐洲に於ける王室に克たと同一の結果を來たしたのであらうが、又此に至らざる可らざる自然の趨勢があつたことを忘れてはならぬ。

蓋し上古に於て、文明の恩澤に浴した者が、單に上流社會に止まつた當時は、學問も縉紳貴族の間に修行せらるゝに過ぎなかつた。而るに中世戰國の頃より、學問の權が僧侶に歸したと共に、較々普及的になつたが、未だ一般人民に洽く布くには至らなかつた。徳川氏の治政に及んで始めて教化が漸く國民に及んだ。夫は當時の文

學を見れば判る。曾て紫式部、清少納言、紀貫之等によつて代表せられた者が近松を出し、西鶴を出し、芭蕉を出す様になつた。即ち徳川時代に及んで始めて平民的文學が現れた。獨り文學に於て好色本が出で、草双紙が出で、淨瑠璃が興り、俳句が興つたのみでない、貴族的なる土佐繪は浮世繪となつた、貴族的な能は芝居となつた。所謂心學道話によつて教學も平民化された。幡隨院長兵衛の游俠も、紀の國文左衛門の豪奢も、武權の中心たる江戸に對して商業市たる大阪の興つたのも、皆平民の勢力の勃興を示すものである。三百年の太平に伴ふ教化の普及は、彌々平民の自覺を促した。自覺せる平民の鬱勃たる勢力の横溢を纒に抑制する者は封建の門閥制であつた。而かも膨脹したものは破裂せぬば已まぬ。恰かも米艦の來航は其爆發の導火となつた。尊王攘夷なる好題目を假つて焰を揚げたものは、實は門閥制に反抗する平民的思想に外ならぬのである。此尊王說其者も亦官學に降るを屑しとせざる市井の學者によつて提倡せられたものなることは勿論である。兎に角三百年間の門

閥制の重壓積弊に對して、平民が藉て以て徳川氏に反抗すべき利器として最痛辣な犀利な者は此尊王論である。先づ之を眞領に振擧して起たのは、最も門閥の壓迫を痛切に感した士流の輕格者であつた。所謂農工商の庶民は猶憐乎として之を感ずること鈍く、上士は固より感ずることが輕微であつた。當時各藩とも勤王佐幕の兩黨があつたが、其勤王黨に屬すものは多くは輕格の下士で、上士に屬するものは主として佐幕黨であつたのを見ても、此間の消息は窺ふを得べきである。

固より外患の壓迫が國家的統一を要求したを疑はない、然かも國家的統一は必ずしも王政復古を要しない、所謂公武合體亦是れりである。而かも既に大政奉還を行へる幕府を強て討伐したのは、天下の人心が幕府に背いてゐたからである。天下の人心が幕府に背いたには、種々の理由も有うが、要するに封建の制が平民的の氣運と一致し得ないことは是であつたと信ずる。固より諸侯の内には徳川氏に積怨を抱いて機を得ば報復しやうと待構へて居た者もあつたらう、又徳川氏を倒して己

れ取て代らんとした梟雄もあつたらう、而し天下の大勢が平民的勢力の氣運に嚮つてゐたのは事實である。徳川氏の倒るゝと共に、廟議が直に國是として公議輿論の議を決したのでも明かである。王政復古は一面に於て平民主義の勝利を意味することは、明治初年の施設之を證して餘がある。

蓋し何れの時でも革新の標榜は毎に復古である。人の心理は未だ實現せざる將來に或内容ある計畫を認むることが出來ない、現在に對して不平不満あれば必ず之を過去と對照する。過去の記憶は常に美である。即ち過去を標準として現在を破壊せんとするのである。試に之を見る、歐洲中世の文藝復興も、宗教改革も、過去を回顧した現在への反抗であつた。支那に於ても四六駢儷に反抗する韓柳の主張は古文の復興にあつた。宋詩に反抗する明七子の主張は唐詩の復興に在つた。而かも其由て獲た所は進歩であり、刷新あつた。過去と現在とのシンセンスの實現であつた。即ち過去と現在とを合して此に一步を進めた新しき者であつた。明治の所謂王政

復古も亦即ち是である。復古は名である。維新は其實であつた。而して其維新は未曾有なる世界主義と平民主義の實現是である。

明治維新革命の意味は、實に其一面に於て開國進取の世界的であると共に、一面に於て平等的平民主義の傾向を帯びて居た所に存する。而して此の相表裏せる兩面は相幫けて明治進運を致したのである。第一の方面より見た明治の進運は四期に別つことが出来る。明治の初年より西南役に至る迄は草創時代である。百事の建設未だ緒に就かない渾沌時代である。十年より廿年の交迄は中央集權の實を擧げて内治に拮据すると共に、一面只管西歐物の模倣に勉めた歐化時代である。廿年より廿七八年迄が自覺時代で、思想上には國粹保存論起り、議會に對外硬の議論が旺な時代であつた。此結果は外侮の第一着たる日清戰役として現はれ、日本が始めて自己の力量を實地に示したのである。而し清國に克た事は歐米諸列強を驚嘆せしめ、たが未だ畏敬せしむるに至らなかつた。廿七八年の日露戰役に由て日本は始めて

世界の列強と相伍する地位を贏ち得たのである。開國進取の國是は是を以て一段落を告げたといつても宜い。而して一方の平民的傾向の上よりいへば、明治初年より十年迄は政府より興へんとした時代で、十年より廿年頃迄は人民が之を得んか爲めに奮闘した時代である。二十三年の國會開設が此奮闘の結果であつた。而して廿七八年及卅七八年兩役が國民の力に待つことの最も大なりしを想へば、開國進取の國是は、公議輿論の力に由つて遂行し得たるものなりといはねばならぬ。

宇内進歩の大勢は更に世界的人道的に嚮ふことを要求する。汽車の延長、巨船の激増、電車、無線電線の發明、空中船の發明をも看過してはならぬ。等より生ずる交通通信の便宜、武力競争に代はる商業的發達、商業は元と國境を認むべきものでない。國際的のものである。國際的交誼の増進等は皆之を豫言する者である。日本も亦此大勢に航して進まねばならぬことは勿論である。而して未來の國民は日清日露兩役に骨を異域に暴した同胞の恩を記憶せねばならぬ如く、又平民的勝利に盡瘁して

血を流すに及んだ所謂謀叛人の恩をも忘却してはならぬとおもふ。

四、國會開設前に於ける民權論の消長

明治初年倒幕後の新朝廷が慈地に四民平等と公議輿論との平民的立憲的思想の實行に向て突進した勢は實に目覺しい者であつた。先づ慶應三年十二月九日に發布せられたる王政復古の大號令には、

縉紳武弁堂上地下の別なく、至當の公議を竭くし、天下の休戚を同くす

といひ、明治元年三月十四日の御誓文の第一條には

廣く會議を興し萬機公論に決すべし

と宣らせ給ひ、尋で閏四月廿七日頒布せられたる政体書には、太政官中に議政官を置き、議政官中に上下兩局を別ち設けて、上局には宮公卿諸侯、下局には諸藩の貢士、徴士を以て其員に充てたる如き、議會開設の萌芽を既に當日に見たるものにして

又全二年公議所及び待詔局を置きて言路を開きたるか如き、各藩の版籍を奉還せしむると共に、士流のみ世襲獨占せる文武の常職を解き、庶民にも姓を稱し、刀を帶し、輿馬に乗るを許したるか如き、四民丁年に達すれば均しく之を兵籍に編入する徴兵の制を定めたる如き、新政府の胸精圖治の方針は實に甚しく民主的の傾向を帯びてゐた。此勢を以て進まば一舉にして歐州諸國の如き立憲政の實施を見ることが出来たかとも想はれるやうであつたが、中道にして此の氣運は一頓挫を見た。革命といふ様な突然な破壊の後には、又随分思切た目新らしい事業をも斷行することが出来るが、萬事が漸く緒に就いて、混亂の狀が纔に整頓すると、人間の心は漸く小成に安する様になる、因循に流れるやうになる、さうでなくも折角出来かけた型を今更壞すやうな事があるのは惜しい心地がする。夫で成るべく危険を避けてそつとしたまゝで成立たせやうとするのが人情である。明治維新の改革の急潮が四年五年と年を経るに隨うて漸く緩漫になつたのは此の如き理由からである。進

取から破壊、破壊から建設、其建設の勢が緩漫になつた時は即ち保守に陥る時である。公議輿論を標榜した新政府は、封土の奉還を實行すると共に中央集權の制を執つた。中央集權は當時に於ては固より已むを得ざる處置であり、又當然の處置であつて、此で無ければ新政府の基礎を鞏固ならしむることが出来なかつたのであらう。併し中央集權は即て有司專制となつた。中央政府の權力の重くなつたのは、即ち中央政府に事を執る官吏の權力を重くする所以となつた。夫れ逆境に在て正を守ることは易い、順境には却て難い、權に據り尊に據り富に據つて而して亂せざることは、貧賤に處して亂せざるよりも却て難い。血を蹀み刃を潜り百難と闘ふた浪人陪臣が、一躍して衣冠束帶の廟堂の人となり、所謂醉枕美人膝、醒握天下權の境涯を樂むやうになつては、自然、氣が弛み心が驕るのは人情の免れ難い弱點である。權力の増大した有司が其權力を濫用するに至つたのも亦已むを得ない、乃ち官吏は其權力を濫用して、親眷を牽引し私商と結托し、私囊を肥やすが如き弊が漸く生じ來

つた。

抑も人として最除き難いのは因習の浸染である。各藩割據互に相排擠する間に養はれて人となつた當時の朝臣が、各其郷國郷黨を偏愛するの念に強かつたのは勿論で、維新革命の創痕が纔に癒えて、漸く尻が暖まり出すと共に其當初の意氣込が失せて、其己等が取つた天下を己等の子孫郷黨に傳へたい氣が出たのは無理もない事だ。是に於てか中央集權は有司專制となり、有司專制は、即ち蔭長藩閥の政府となつて、明治當初の鴻謨盛圖爲めに空しからんとした。但副島後藤坂垣江藤等の民選議院設立の建議に刺激せられて、元老院を設けて上院に擬し、地方官會議を開いて下院に擬したるも、明治七年四月、此も一時の氣休めに過ぎなかつたので、地方官會議の公開は僅に三回に止まりしのみならず、之を開くと同時に却て新聞條例及讒謗律を發布して民間の政論を壓抑せんと試み、元老院も久しからずして縣令の老骨の捨て處と歌はるるに至つた。蔭長政府は殆ど憲政を布くの誠意が無かつ

た。

民間は沸騰した自由民権の新思想を抱いて薩長の専制政治に反抗する一派は、其職を失ひ其祿を失ふて新政府に不平なる舊思想の士族の一派(此一派は熊本萩鹿兒島の亂に死した殘黨の類である)と相呼應して起た。曾て尊王攘夷を題目として幕府を倒した平民主義の思想は、今や國會開設の題目を掲げて薩長政府に肉薄した。國會開設の請願書を懷にせる全國各府縣の有志者代表者は踵を接して太政官元老院の門を叩いた。政府は盡く之を却け、更に集會條例を制定して、民論の囂々を鎮壓せんことを試みた。偶々開拓使官有物拂下事件あり、政府の私商と結托して奸をなすの事實具體的に暴露せられ、世論は此を假つて極力政府を攻撃した。其攻撃の激烈なる、流石の政府も已むなく之を緩和するの手段を採るの外はなかつた。明治十三年十月十二日彼の明治廿三年國會開設の大詔は降つたのである。而し十年後といふ猶豫に失望して民間の沸騰は猶收らない。而かも一方に於て政府は勅

詔の

若し仍ほ故らに燥急を争ひ、時變を煽し、國安を害する者あらば、處するに國典を以てすべし

といふを盾にとつて、民権自由論者に益々抑壓を加へ、峻烈に其言論を束縛した。是に於てか民間の志士中言論は最早無用なりとて、或は擧兵或は爆裂彈以て政府顛覆、要路暗殺等の最後の手段に訴へんとする者が續出した。政府は内亂隠謀兇徒嘯集若くは強盜殺人紙幣製造等の名を以て或いは殺し或は獄に下した。國會開設の降詔より、憲法發布迄の數年は我が明治の立憲史中最も悲痛慘憺たる時代であつた。最も血腥い最も物凄まじい時代であつた。而かも又天下の志士が最も眞摯に熱烈に其所信に殉し主議に殉じた時代であつた。維新後の第二の小革命で、明治歴史中に最も痛快な壯烈な事實に富んだ時代である。吾人が以下に列叙する所は其當時の關係者が親しく語りたる事實談である。一毫の潤色をも誇張をも加へない偽

らざる事實談である、讀者此によつて當年の志士酸苦の萬一を髣髴することを得ると信ずる。



昔者新井白石博覽を以て聞こゆ、而かも猶其の藩翰語を撰するや、福島正則の傳に附て筆を投じて嘆じて曰く、彼の時を距る僅に六十餘年のみ、而かも事の明かならざる此くの如きものある乎と、古來敗者は竟に歴史上には櫛子たるを免れず。

福島事件と河野廣中氏

初て板垣と相識る

水戸の變に、三尺の長劔を杖ついで、湊の陣に投せんとした河野信二郎廣中は、少壯時から既に謀叛の人であつた。福島事件は素より、近くは日比谷の國民大會に其頭目として立つた如きは、敢て不思議でない。渠が自由民權の泰斗板垣退助と初て手を握つたのも、又たこれ謀叛の結果であつた。

戊辰の役に、三春藩亦奥羽の諸藩と同盟して、王師に抗した。其時二十歳であつた河野は、兄廣畔と共に、同藩士數十人を語らつて、官軍に内應せんことを謀つた。時に官軍は金山に本陣を布いて、棚倉城に迫つて居た。河野は兄と共に、奥丁に扮し、密書を竹杖の中に容れて、潜行して金山に赴き、土佐藩の軍門を叩いて、其藩士

山田喜久馬と密かに相約する所があつた。

既にして、棚倉域陥り、官軍は長驅して白河城に向つたので、三春に屯して居た奥羽の兵は、出て、白河口を守り、城中に留るものは、仙臺兵僅に四十人ばかりである。機は熟した。河野は土佐の斷金隊に謀知して、其徒と先驅して城内に突入し、一擧に之れを陥落した。すると土佐の將板垣退助が、須賀川から來て、三春城に入つた。此が河野と板垣と相識るに至つた初で、河野が板垣と自由民權運動を偕にした因縁は茲に開けたのである。三春藩亦河野の爲めの故に、朝譴を蒙る事なきを得たのである。

河野の自由運動

明年六年、征韓論の議會はすして内閣を退いた板垣、後藤、副島等が、民選議院の建言をしたのが我國に於ける民權自由運動の發端であつた。次で七年、愛國社が設

立せられて、國會開設の議論を唱へてより、民論は次第に勃興した。自由民權の運動は、それから次第に盛んになつた。反對論者には、加藤弘之等があつて、議院設立尙早論を唱へて、板垣等との間に、數回の辨難駁撃を重ねた。中にも福地源一郎、末松謙澄等は、尙早論者として、東京日々新聞で、意見を發表した。すると大井憲太郎、末廣重恭等は、板垣等に應援して、郵便報知新聞、曙新聞によつて、尙早論者を攻撃した。尙早と設立との争は、熾然として朝野の間に沸騰した。

八年の春、所謂大阪會議が開かれて、政體を釐革するの約が成つて、木戸、板垣の二人は、再び入つて參議になつた。それが三月で、四月には立憲政體に關する詔勅が出た。尤も政府内には、急進と漸進との兩論があつて、速かに立憲政體を作るべしと云ふ板垣の主張と、大久保や在來の參議連の如く、漸次に立憲政體を作らうと云ふ方の主張とが、随分猛烈に戦はされて、其結果、折衷説が行はれて、漸進主義の詔勅が出たのである。元老院を置いて立法の權を定め、大審院を設けて司法の事を

定め、更に地方官を召集して、人民の代表者となし、所謂三大權を鼎立せしむる基礎が、即ち此詔勅の趣旨であつた。

然し自由主義者は、漸進主義に慊らないので、あまり之れを喜ばなかつた。秋になつた。板垣は、内閣分離説を唱へて、閣臣間に衝突を生ずるに至つた。板垣の主張は、單に參議といふばかりでは、實權と實力が伴はない。各省の卿を兼ねて居る人は、事實上一省を總攬して居るのであるから、自然勢力があつて權衡が取れぬ。で議政官と事務官とは判然區別して、廟堂に立つものと、各省事務を見るものとの資格を明らかにすべしといふのであつた。然るに其主張は用ひられなかつたので、板垣は辭職した。

九年になつた。自由主義者は、政府に肉薄して、民權自由を遂行する決心であつたが、間もなく西南戦争になつたので、従つて其運動も中止になつた。然し土佐では、此戦争を利用して、立志舎の片岡健吉が、京都の行在所へ行つて、國會開設の建白

をなすなど、随分活動はして居た。

河野は當時國に居た。土佐が西郷に應じはしないかと云ふ心配があつたので、自身で土佐へ行つて、万一其様な容子でもあれば、其無謀を戒しめる積りで、國を出たが、途中東京で抑留され、又京都でも拘留されて、彼是二ヶ月も費した後に、其年の八月、漸く土佐へ着いた。林有造、片岡健吉等の陰謀が露はれて、其前日、片岡健吉、山田平左衛門、水野寅次郎等の立志社員十三名が捕縛せられた所であつた。早速板垣に面會すると、土佐は到底西郷に應じないとの事である。河野は漸く安心して戦後に於ける同志の運動の打合せをした。

十一年の九月になつた。大阪で愛國社を再興したが、河野は都合があつて歸國して居たから、最初の會合には出席しないで、十二年の春に開會した第二回目から出席した。次いで十一月になつて、第三回の大會があつたが、其時出席した團隊は二十二社あつた。河野は其時、東京に本社を移轉する事を主張したが、當時愛知縣

以東の同志は勢力微々として振はない。従つて反對論が強いので、費用一切も本社世話にならないと云ふ事にして、やつと東京に支社を置く事になつた。そして本社と支社との管轄區域を定めた。愛知縣より西を本社所屬同以東を支社所屬として、支社の全權委任を河野が受け、早速銀座の西紺屋町八番地に東京支社を設けた。

東京支社が出来ると同時に、國會開設請願問題が持上つた。來年あたりは是非國會の開設を請願せなくてはならぬが、之れを大阪の會議にかけて居ては、到底間に合はない。兎に角、板垣に相談して、同氏を大阪へ出て貰つて速に取掛るが捷徑だと思つた。で河野は、土佐へ行つて、板垣に説き、日本全國を十區に分つて、大々の遊説を試み、十二年三月大阪に大會を催した上、其決議を以つて、直ちに陛下に奏願すると云ふのであつた。

手筈が定まると、土佐と筑前とが援助して、其年の十二月から翌年の二月迄遊説を遣つた。そして豫定の如く三月に、國會期成同盟會を催して、國會開設の請願書を作つた。河野と片岡健吉とが奉呈委員となつて、東京、大阪、山形、福島、茨城、廣島、愛媛、石川、島根、岐阜、堺、高知、福岡、宮城、新潟、兵庫、長野、愛知、岩手、長崎、徳島、大分、熊本、佐賀の二府二十二縣、八萬七千餘人の同志總代となつて、上京し、大政官へ出頭して、請願書を上つた。所が請願書は受理しがたしと云つて拒絶せられた。何故かと聞いても、理由は説明しない。請願書の趣意を聞くと否とに拘はらず、受理にならぬと云ふ筈はない。萬一受理にならぬとすれば、宜しく相當な譯がなければならぬ。それとも手續上缺けて居る所があるから受理にならないかと迫つた。それでも要領を得ない。手續は缺けて居ないし、書面に不都合な所はないし、それを受理しないと云ふならば、臣民として陛下に政治上の事件を請願する権利は無いと云ふ事になる。これは甚だ喜ばしからぬ現象である。吾々代表者は、この始末を十萬に近い同志に報道する事を好まない。枉げて受理する様にと云つたが、遂に受理

にならなかつた。二人は其始末を天下に報道した。

當時愛國社の外にも、國會開設の建言書、建白書或は請願書等を携へた各地の代表者が續々と東京へ來て居たが皆不受理になつたので、人心が何となく激昂して居た。丁度其時、今の宮城が御造營中で、皇后は赤坂御所内にあつたから、彼等は御所の前に集合して、大政官の返辭を聞く爲めに、毛布を敷いて待つて居た。其時新潟から來た代表者で、御所の前で切腹したものあつた。

其年の十一月になつて、國會期成同盟會及び愛國社の大會を東京で開いた。河野は其期成同盟會を政黨にする決心を起して、長野縣松澤久策と連名で、其動議を提出したが、遂に否決せられた。そして其翌日は愛國社の秋季大會である。河野は其席上、再び前日の動議を提出したが、今度は可決せられて、愛國社は政黨組織になり、自由黨と命名した。後板垣を總理、後藤を顧問、中島を副總理、大石外四名を幹事として、はじめて政黨としての基礎が出来た。

十五年になつて。其四月板垣は岐阜縣下を遊說中、兇漢に刺されて負傷した。そして其負傷が癒へると、後藤と一所に洋行する事となつたが、それが爲めに、黨内に大紛擾を惹き起した。其時國に居た河野が、上京した頃には、自由新聞と云ふ機關紙の奔ひ合ひとなり、馬場、大石、末廣の除名騒となつて、益々紛糾を極めて居た。河野は仕方なしに、其間に奔走して、馬場、末廣の二人は除名にし、大石には後藤の許に脱黨届を出させた上で、漸く其紛擾を收めた。其時は九月で、十一月になると、福島縣下の飛報が頻に傳つた。

縣會の衝突

東北民權家の巨擘河野廣中を出した福島縣下は、従つて自由民權熱の旺盛を極めた所であつた。然るに時の縣令三島通庸は、藩閥思想の權化とも云ふべきもので、自由黨を蛇蝎視せるのみならず、其撲滅に全力を注いだ。赴任早々、彼が同縣民

の前に揚言した政策は、第一が自由黨の撲滅で、第二が道路の開鑿、第三が帝政黨の扶植と云ふのであつた。

果然、彼が揚言は事實となつて露はれた。縣會を無視し、六郡聯合會の議決を蹂躪して、無法の土工を起すの傍、帝政黨を組織して、自由黨の撲滅に着手した。其黨員は、舊會津藩の士族の子弟で、皆山林の拂下げと、士族授産金の下渡との二つで、三島の爲めに釣込まれた者である。日新館と云ふ集会所を若松に設けて、日夜集會して、盛んに擊劔を遣りながら、福島にある無名館、後に福島自由新聞の發行所になつた自由黨の事務所に対し、威勢を示して居た。固より其費用は一切三島の懐から出て居る、言語道斷、かくと見て取つたる自由黨員は大に憤つた。無法の縣令、横暴の酷吏、みよ／＼今に、目に物見せてくれんと、手ぐすね引いて、其機を待つて居た。間もなく明治十五年に於ける通常縣會は開かれた。其時の議長は、渠河野廣中で、議員も二三帝政黨員を除くの外、皆自由黨員であつた。風雲暗憺、心あるものは

其年の縣會の結果を豫想して眉を蹙めた。

機を見るに敏なる三島は、其日急に疾と稱して、飯沼の温泉に逃れ、少書記官村上楯朝に代理を命じた。議事は開かれた。従來は三十萬圓以内であつた豫算は俄かに十萬を加へて、四十餘萬圓になつて居た。それだけでなく、人民を酷待し、縣會を蹂躪し、政黨を妨害するとして憤つて居た自由黨員は、又た縣會攻撃の好材料を得た。自由黨員は一齊に奮起した。四月の廿四日から五月の十四日にかけての縣會は、宛然戦争の如き有様を呈した。自由黨員は、第一號議案より一欸一項を餘さず、盡く否決して、不都合の議案、無法の行政、我々縣民は、これに賛同する事が出來ない。」と云つて、議案の全部を廢棄せうとした。議長たる河野は之を不穩の措置なりとして自席に就き、全案否決は不穩當である。且つ官民の軋轢は縣民の不幸である。」と云つて、諄々として黨員を戒飾したが、破竹の勢、何人もそれに耳をかさない。果ては自由黨萬歳を連呼して、見る／＼議案を否決して了つた。

河野は詮方なく、民度に適せざるが爲めに、議案全部を否決したりといふ簡単な開申書を提出した。三島は温泉場で縣會の模様を聞いて怒號したが、解散を命ずる事も出来ないで、東京參事院に具狀して原案執行の手續に及んだ。

秘密盟約書

縣會の衝突以來、自由黨に對する迫害は其極に達した。河野及其同志か暗殺せられる様な風評が盛んで、爲めに福島縣下の人心洶々として、今にも大破裂を來たさんとする形勢があつた。丁度其時、自由黨の總理板垣退助の洋行の相談があつて、東京の自由黨本部から、栗原亮一が使に來て、其時福島自由新聞に居た植木枝盛と一所に河野の上京を促がした。河野は縣下の形勢が頗る切迫して居るので、之れが善後策を講ずる爲めに、先づ植木を先きに出發せしめ、其後で激昂して居る同志の心を轉せしめやうと試みた。其時田母野秀顯、花香恭次郎等は、一面に帝政黨

を撲滅し、一面に河野を保護する實行團體を組織する積りで、其黨則を起草して、河野に示した。河野は之れを卻けて、「木葉武者の爲めに、全力を注ぐは恥づべき事である。我黨は自由主義を提げて、天下の廓清を任とせねばならぬ」と云つて、嚴格なる盟約を結んだ。

盟約書

- 第一 吾黨は自由の公敵なる専制政府を顛覆して公議政體を建立するを以て任となす
- 第二 吾黨は吾黨の目的を達する爲め、生命財産を抛ち恩愛の繋繩を斷ち事に臨んで一切顧慮する處なかるべし
- 第三 吾黨は吾黨の會議に於て議決せる憲法を遵守し俱に同心一體の働をなすべし
- 第四 吾黨は吾黨の志望を達せざる間は如何なる艱難に遭遇し又幾年月を経

過するも必ず解散せざるべし。

第五、吾黨員にして吾黨の密事を漏らし及誓詞に背戻せし者あるときは直ちに自刃せしむべし。

右五條の誓約は吾黨の死を以て決行すべきものなり。

右は河野の記憶に残つたもので、世に傳ふる所と多少の相違はあるが、章句の上に過ぎない。但し盟約書の原本は、河野が拘引せられた後で、佐々木宇三郎が寸断して水に投じたので、孰れが正確であるか今日では明かでない。氏自ら語つて曰く、「原文は皆て拵へたのを、花香が清書したもので、最初顛覆の文字は無かつたが、其當時演説を遣つて、入獄して居た花香が、其時牢の中で、新刑法の本を讀むと、其内に顛覆と云ふ文字があつたから、それで清書の場合に顛覆としたものです。」

盟約書が出来ると、先づ六人の同志が署名血判した。即ち河野、田母野、秀顯、愛澤、寧堅、平島、松尾、花香、恭次郎、澤田清之助である。

若松地方の混亂

河野が計畫した人心轉換策は、すくなからず成功し、少壯過激な自由黨員は、三島の迫害に激昂しながらも、それと争ふのを恥とする様になつた。河野は稍安心した。そして板垣からも電報が來たので、九月下旬に上京した。然るに十一月になると、福島縣下が不穩だから直ぐ歸郷せよと云ふ急電が來た。又自由黨の本部へも壯士の應援を請ふと云ふ電報が來た。容易ならざる事件、事態頗る急であるらしいが、何の事やら少しも分らない。然し壯士をうかとは派遣が出来ないので、それは差止めて置いて、十一月の十六七日頃、東京を出發して福島へ着いた。聞いて見ると、若松地方の道路開鑿事件が非常に紛糾して、甚だ危険な状態に陥つて居る。其原因は山形縣の土工に成功した三島が、赴任早々福島でも土工を治める積りで、其工事に着手せうとしたが、若松地方は山嶽重疊して、其費用も莫大従つて縣の事

業としては、縣民の反對する事が分つて居るので、六郡聯合會なるものを起し、縣會を度外視して、左の決議をなさしめた。

第一條、北羽前國境より、北會津若松を経て、南東京に達するの道、下野國境までの線路及び若松より以西新潟港に達するの道、當縣越後國東蒲原郡管轄境迄の線路開鑿に就き、會津地方六郡内の居内は、鰥寡孤獨廢疾を除くの外は、滿十五年以上六十年以下の男女は、一名に付毎月一日づゝ二ケ年間、通常役夫に服すべし

但し通常役夫に服せざるものは、男は一日金十五錢。女は十錢の割合を以て夫賃を出すべし。

第二條、前條の率を以て、各町村人口に割當ると雖も、町村會の決議を以て更に方法を設くるは各町村適宜たるべし。

素より計略とは知らない六郡聯合委員は、費用の大部分は、國庫より下附せらる

二十萬圓で支辨すると云ふ三島の言を信じて、決議書を作成した。三島の權謀は成功したのである。三島は此決議を楯にして、其年の三月から六月迄の代夫賃を徴收した。

そも、聯合會の委員が、代夫賃の事を決議したのは、男女一ヶ月一回の勞働は地方の義務として、決して不當ではない。従つて其一回の勞働を逃れるものは、代夫賃を出しても不當でないと思つたからであつた。然るに三島は其代夫賃に多大の望を囑して居たのであつた。かくと聞いた人民は、初めて三島に瞞着せられて事を聞いて驚いた。驚きは憤りと變じた。自由黨員は奮然蹶起して此に反抗し、あらゆる殘酷なる迫害と闘つた。代夫賃の徴收を不當なりとして拒んだものは、家財を差押へられた上に、公賣に附せられ、甚しいのは獄に下された。又開鑿の線路に當つた家屋は、片つ端から叩き毀たれ、作物は根こそぎ拔ぎすてられる。全地方の人心が激昂したのは當然ある。最初新合村に訴訟事務所を置いて、勸解運

動に奔走して居た赤城平吉、三浦文治、宇田成一、中島友八等の自由黨員等も、勢是に至て遂に非常手段を思ふの止むなきに至つた。

河野は其中へ歸つたのである。かくと聞いた同志は、無名館へ集つて來た。「最う到底若松が持ち切れない。仕方がないから、破裂して、縣令を叩き切らう。」と云ふものがある。河野はたとへ縣令を殺し、巡査を壓殺にした所で、仙臺の鎮臺から來る兵士をどうする積りだ、ステッキで戦が出来るか」と云つて之れを戒めて居たが、然し河野も、日一日と壓迫せられる同志を見殺しにする譯に行かない。其手段を考へて居ると、翌日の曉方になつて、當時の縣會の副議長山口千代作初め常置委員など五人驅け付けて來た。「今となつては何とも仕方がない。一つ討拂つて了つてはどうだ。」と云つた。河野は聞入れない。「縣令や巡査を殺した所で、政府には鎮臺を有して居るから、馬鹿を見る許りだ。それよりか、宮城の上等裁判所へ告訴するが好いだらう。」其所で山口千代作、中島友八、遠藤直喜などを密に仙臺へ遣

した。然し愚圖々々して居ては捕へられるので、委任狀等は、後から送ることにして、村松龜一郎に添書を書き、傍ら同志を若松の方へ交るゝ派遣して、逸り立つ人心を鎮撫さしたが、中には鎮撫に行つて、向ふの状況を見ると、ツイ堪へられなくなつて、種々な計畫を遣るものがある。福島新聞主筆佐藤清も派遣せられたが、平生から過激論者であるから、田母野秀顯を同道さすと云ふ風に、河野の配慮は一通りでなかつた。

若松の爆發

其時山口は仙臺に往くことにして、高田村に居る宇田成一を呼ぶために、新合村の赤城の家に打電した。宮城裁判所出訴の件に就き、面談したいと云ふ文意である。宇田は之れを披くと、即日高田を出發した。若松を過ぎて、植田勇知が東山の温泉に居ると聞いて、東山に行つた。そして植田に逢つて、其夜同宿したが、其夜の

一時頃若松警察警部富田善吾數十名の巡查を従へて踏込むで来て、二人を拘引した。最初は若松警察に引致せられ、それから喜多方警察に轉送となつた。

この事が傳ると、豫て宇田に訴訟を委任した人民は、「總代の苦痛は、我々の苦痛で總代の拘引は我々の拘引だ。宇田の爲めに辯護して救ひ出さなくてはならぬ」と云つて、一千餘人の村民が喜多方警察に押寄せやうとした。瓜生直七は、かくと見て、村民の前に立ち塞がつた。「多勢で警察に注くのは穩當でない。悪くすると亂民として取扱はれるかも知らない。宇田を救ふには、二三の總代を遣るが好いだらう。」と説いた。村民は其言に服して、瓜生等數名に委托して退散した。

瓜生等は、其足で喜多方警察署に行つた。最ふ夕暮で、寒ひ夕日の光りが僅かに雲に残つて居た。警察署の入口には、巡查が武裝して立つて居る。瓜生等を見ると、「人民の癖に、徒黨を組んで、官署を劫さんとするは不都合だ。ぐすく云ふと引くゝるぞ」と云ふ權幕であつた。村民の一隊は、瓜生の一行を見届る積りで、警察

署に近く押寄せたが、其内のもので、小石を掴むで、署内へ投込んだものがある。すると巡查は、抜刀で跳り出で、群衆の中へ切込んで、五六名に重傷を負はした。其日が廿八日であつた。

河野の拘引

喜多方警察署の事件は、當局者に好藉辭を與へて、新合村を中心にして活動して居た有志は、赤城平六、佐藤清、瓜生直七等五六十人皆拘引せられた。それが廿九日の午前二時である。越へて十二月一日の晝長澤と云ふ同志が無名館に来て、澤田清之助に向つて、「今縣廳の前を通つて見ると、村上書記官が蒼い顔をして、何が非常事件でもあるやうな風で出て來たが、若松で何か始まつたぢやあるまいか」と云つた。河野も其座に居たので、全しく若松方面を心配して居た。

然るに其夜十一時頃になつて、閉めた許りの門の戸を烈しく叩く音がする。小

使が門をあけると、三十餘名の警官がとつと闖入した。そして外から雨戸に刀を突通して、「河野は居るか」「河野は居るか」と呼ぶ。河野は其時愛澤と八疊の座敷に居たので、手早く雨戸をあけた。俄かに募集した巡查等は袴の股立を取り、白鉢巻白襷で身を堅めて、それが皆刀を抜連ねて居る。一行の指揮官は、村上書記官で、柴山と云ふ學務課長も居た。河野は騒がず、「河野は私だから、用があるなら、お上りなさい」といふ。福島警察署長が直に靴のまゝ飛び上つて、内亂隠謀の罪跡があるから拘引に来た。」と云つて令狀を示した。無法だとは思つたが、拒んだ所で仕方がないと考へて、徐に筆を執て、令狀に姓名を記入した。寝衣を脱更へたが、東京から歸つた許りだから、着た物が薄い、それに大雪で、寒さは骨にしむばかりであつた。

最初福島警察署へ引かれたか、其夜の内にも又た若松へ護送せられた。本宮まで行つた時に天明になつた。河野は其時下痢に罹つて居たので、度々便所に這入つたが、紙も何もない。結んで居た兵兒帯を千切つて、用をたした。そして若松へ着

いて見ると、若松地方の同志が、のこらず拘引せられて居る。

盟約書の破棄

河野等が拘引せられた翌日、鎌田猶三と云ふ者が無名館に来たが、佐藤清の妻が獨り途方に暮れて居る。鎌田は喫驚して、佐々木宇三郎の處へ行つて、二圓の金子を借り、再び無名館に歸つて、後仕末をした後に、若松へ向つて出發した。途中で平島松尾に逢ふて、無名館の事を話すと、平島も驚いて、鎌田に向つて、「今日の勢では、無名館は維持する事が出来ないから、閉館するより外に策かない。御苦勞だが、も一度無名館へ行つて家主に預けてある敷金で、雜費を支拂つて一先づ閉館してくれ、それから重要な書類もあるから。」と云ふ。鎌田は承諾して、又た無名館へ歸つた。そして家主の處へ往つて見ると、平島に渡してある證書と引換でないと不可ない。」と云ふので、已むを得ず無名館に歸つて、其書類を探らうとして、机の上に散亂した

紙包を開けて見ると、顛覆云々の文字ある例の盟約書がある。鎌田はこれこそ平島の云つた重要書類であらうと思つて、其日は疊の下にかくし、翌日金策する事があつて、佐々木へ行くとき、懐にして持つて行つた。佐々木は之れを見て、こは容易ならぬものだから、私が預つて置く。」と云つて、新聞紙にくるんで、これを徳利の中へ入れ、鎌田が歸つた後で、庭先の木の下へ埋めてあつたが、どうも不安心だから後之れを掘り出して寸断した。

盟約書の露見

若松に拘留中の河野も盟約書の事を氣懸りであつた。拘引の際にも、心付かぬではなかつたが、それに手を付けると、却て事が面倒になるので、其まゝにしたものゝ種々心配した。然し裁判所の方でも、それに付ては何も云はない、稍安心して居ると、翌年になつて、花香恭次郎が云つて了つた。そこで盟約書の詮議になつた。

河野は盟約書の性質を精しく説明した。其内に、河野等は兇徒囂集の方には、無關係と云ふ事が明かになつて、今度は政府顛覆の陰謀事件で送られる事となつた。其時河野等と東京に送られた者は六十名であつたが、逐次免訴となつて、盟約書の署名者、河野、田母野、愛澤、平島、花香、澤田の六人ばかりが公判に移された。

雪中の護送

河野氏は銀髯を撫して當時の惨苦を語るらく。

會津暴動の方は、無關係と云ふ事が分つて、二月の何日かに、内亂陰謀とか云ふ名の下に、東京の高等法院に移される事になつた。其時は珍らしい大雪で、其爲めに出發も二三日遅れた。然るに私は、前に東京から歸つた儘の所を拘引せられて居たから、ズボン下の様なものを穿いて居ない。唯足袋許りで、紛々と降り頻る雪中を歩いた。私は足を痛めて居たので、歩くのは甚だ困難であつたが、寒ひときに

は物に乗るよりは歩く方が暖かだから方めて歩いた。其夜は誠至堂へ泊つたが翌朝迄縛つた儘で置かれた。其翌日は馬に乗せられたので足は樂であつたが、其代り股も脚も露出して居るので、其寒さは一通でなかつた。それも最初は、体温の爲めに、股と脚に落ちた雪は消へて居たが、一時間経ち二時間経つと、其體温も無くなつて、見る間に三四寸も積る様になつた。其内に白河へ着いた。市中は二尺以上の雪で。町の其所此所に雪を掻除けて居る。町へ入て見ると、一町置位に小屋が出来て居て、二三人ばかりの巡査が詰めて居る。四辻四辻には勿論居た。それが私共を見ると、何人かと尋問する、其所で私は、

白河の關守る人も心せよ

吾は三春の河野廣中

と遣つてのけた。それから白河の牢へ入れられる。其晩も大雪で、翌日は出發することが出来ない。白河から馬車で宇都宮まで、宇都宮から東京迄と云ふ順にな

つて居るが、大雪の爲めに、馬車が出せないで、翌日も其翌日も都合三日間滞在した雪が止むと、出發することになつて、三日目に牢から出されたが、罪の軽い方から先に繩をかけて引出したらしい。私は一番後に呼出された。私の前は赤城平六君若松地方の總理である。其の人が繩をかけられて居たが、痛ふございます、痛ふございましてと云つて居る。なるほど強く繩をかけられて、それが米俵でも縛つた様に深く体に喰込んで居る。然し泣言を云つた所で初まらないから、そんな弱い事を云ふな、少々ばかり我慢しろ。」と云つたら、赤城も黙つて了つた。次は私の番だ。赤城君よりも一層強く縛られる事は分つて居る。若し彼の時、私が繩に對する用意がなかつたら、呼吸が止まる程に遣られたかも知らなかつたが、私は、繩に對する經驗があつたので、最初から用心して居た。果して胸割と云ふきびしい繩をかけられたが、私は平氣であつた。

それから馬車に乗せられて、太田原へ來た、其所で晝飯だ。其邊から最う栃木の

管轄になつて、取扱方も違つて來た。巡查も栃木の巡查になつて、至つて丁寧である。食事の場合には、繩を緩める事になつて居るので、其巡查は、私の繩を緩めやうとして驚いた。「これは酷い、酷く喰入つて居る」と云つた。私は、「そろ／＼解いてくれ。一繩々々宛スツカリ揉んで、靜に解ひて、くれないといかん。」と云つた。巡查は私の言葉の如くして、繩をゆるめてくれた。

其日は宇都宮で一泊して、翌日東京へ着いた。矢張大雪で、千住あたりでも二尺以上も積つて、車馬の通る所だけ雪を掘つてある有様であつた。東京へ着くと、直ぐに鍛冶橋監獄へ入れられたが、何んでも二月七八日の夜であつた。監房は密室監禁と云ふので、重罪人の監禁せられる所である。其所では、差入物を許されない。食物なんかは、監獄より呉れるものより外に食べられないので、大食家の私は大に弱らされて、其爲めに身體も瘦せた。

鍛冶橋に居る間は、ズット座禪を遣つて居た。若松の時に、天寧寺山の松に對し

て、座禪を遣つたのが始めて、牢の中ではズット座禪三昧で過したが、當時獄中で慥かに見性した。その頃であつた。或日看守が私に向ふて、「獄中の所感は」と云つて備付の石盤を出したから、即座一句を書いて渡した。

ますらをのひとやの内の心はと、

問はゞ答へむ冬の夜の月

九月一日に公判があつて、私は輕禁獄七年、他の五名は同じく六年刑を云い渡された。

熟考期間が三日か五日あつた。其時に愛澤の云ふに、「裁判所はどうも酷い事を遣る。我々に重罪の宣告をするとは怪しからん。只盟約書を作つたと云ふだけで別に何の企をした者でもなければ、又た日本政府はどうして顛覆すると云ふやうな、具體的な方法を書いたものでもない。實際に於て、我々の主張を書いた一片の紙と云ふに止るもので、それを公にしたなら未だしも、公にもしないし、尤でお話

にならないものである。それを罪人にするとは怪しからん。然し他の裁判と違つて、高等法院は最う訴へる處がない。此上は、只哀訴とか哀願とかによるより他に詮方がないが、罪なくして罪人にせられるは残念だから、一つ訴状を書いて、哀願せうと云ふ。私は斷乎として聞かなかつた。然し愛澤の監室は少々隔つて居て私の次には田母野が居たので、直接に愛澤に云ふ事が出来ない。で、それからそれと傳へて貰つて、愛澤を叱つて遣つた。「哀願などをすると怪しからん。専制政府に向つて、權利として遣るなら格別だか、哀願とか哀訴をされるとは以ての外だ。其所で、哀願も、哀訴もしない事になつて、熟考期間が過ると、他の人は、皆石川島へ送られた。私と愛澤の二人は外に、官吏侮辱罪が残つて居たので、他の人よりも三十日遅れて石川島へ行つた。それは縣令議長として福島縣會の議決の顛末を報告した爲で、愛澤は縣會の議事録などを取扱つて居たからである、十二月の三日頃になつて、石川島へ行つて見ると、田母野秀顯は十一月廿九日の晩死んで居たので、遂

に逢へなかつた。

やがて翌年になつた。其三月越後高田事件の赤井景昭が破獄した爲に、私共も宮城の集治監に移された。最初私が石川島へ行つた時、赤井が居てどうも破獄しさうであつたから、それとなしに、若い人は、よく破獄をしたがるが、之れは甚だ膽玉の小さ話だ。」など、云つて諷したけれども、とうとう破獄して了つた。

獄中生活

河野氏は語を續けて更に獄中生活の狀を語る。

仙臺へ移つてからも、私は座禪を日課にした。最初公判中に、友人から貰つた碧巖録の一部が經典であつた。私は七年間の獄中生活を可もなく不可もなくに續けやうと覺悟して居たから、如何なる時にも座禪は廢さなかつた。

其内に、不圖肺炎に罹つて、殆んど一年位もわづらつたので、監獄醫が酷く勸めて

只座つて居てはいかん、お前のは肺炎だから、肺の作用を助くる爲に、體がよくなつたら是非とも運動をするが好い。其内に仕事の好いを見付けてやらう。」と云つて、臼の中で麥を搗く仕事を教へてくれた。私は厭であつたが友人も頻りに勧めるので、遂に遣る氣になつて、座禪の暇には時々遣つた。暑い時には、臼を桐の木の下に置いて、杵を揮つたのであつた。

其中に體もすつかりよくなつたのではげしい労働を遣る様になつた。或時は寒中に川の中へ入つて、楮を引揚げたこともある。其んな時には、人の避ける所を擇んで遣つた。其結果、或期限が來ると、私に賞標と云ふ者を呉れると云ふ事になつた。其賞標が五つ付くと、假出獄が出来るので、七年の刑期のものなら四五年で出られるし、其他にも色々な恩典もある。然し私は、それを斷つた。すると典獄は「それはいかん、これは獄則で遣ることだから、厭といへば勢獄則を奉せぬ事になる。それでは罰しなければならぬ。」斯ふ云つて、頻りに私に説諭したけれども、私は假

令罰せられても、頂戴することは出来ない。一體私は、監獄へ這入る時に、可もなく不可もなく過して出やう、褒められる事もない代りに、又悪事もしない決心をして居るから。」と云つて、他迄斷つた。然し典獄の方でも、善行あるものを罰すると云ふ事は忍びないのか、今度は私の仲間云つて、仲間から私に忠告する様にした。其所で私は仲間に向つて「諸君はどうか知らないが、おれは專制政府の恩典に浴する事は厭だ。又た專制政府の法律にも服従しない決心がある。」と云つた。仲間も持て餘した。典獄は他くまでも私に是非受けよと迫つた。其所で私は、典獄に向つて、自分の決心を話した。「それでは包まず云ひますが、私には專制政府のお蔭を蒙むらないと云ふ決心があるから、いくら云つた所で駄目である。明治十三年の頃、國會期成同盟會の請願書を携へて上京して居る際にも、某大臣が人をして元老院の大書記官を遣れと云つた時でさへ、專制政府の食祿は食まないと云つて斷然列付けた位だ。苟くも一國の大臣に向つて假令間接にもせよ。立派に斷言し

て置きながら、今監獄に這入つたからと云つて、さもしい考を起して前言を食むことは出来ない。今假りに之を受けたとすると、どう云ふ利益があるかと云ふと、御承知の通り、私は故郷に七十歳になる老母と、十歳未満の小供とがあつて、おまけに貧乏だから、どうして生活して居るか、何時も心配して居る。それに獄則として普通の囚徒は、一ケ年に二回しか通信を許されないもので、いくら故郷へ手紙を出したくつても、二回しか出す事が出来ない。それが此賞標を頂戴すると、隔月に通信する事が出来る。他の利益は兎も角も、此事ばかりでも、私に取つて誠に幸福であるが、それを拒まぬばならぬと云ふことは、私の身に取つても實に辛ひことであるけれども前に云つた次第だから、どうあつても賞標は受けない。之を聞くと典獄は涙を流して、君の精神はよく分つたが、獄則だから、枉げて受けてくれ。」と云つた。又た仲間からも頻りに迫るので、其所で私は考へ直して、賞標は受けませんが、只付けて置いて宜いと云ふなら、それも此着物がおれの着物だと付けさせる譯には行か

ないが、それは監獄のだから、それへ徽章が喰付いたとすれば、一向構はないから付けても好い。」と云つて徽章を付けさせた。然し假出獄だの何だのと云つて、其賞標から生ずる恩恵は、一切受けないと覺悟した。で、通信も六ヶ月一回しか出さなかつた。

明治二十二年二月十一日になつて憲法發布の大典があつたので、私も大赦に遇つて出獄した。其時一つおかしかつた事がある。獄内では大きな竹箸で、固まつた飯を掘つて食し、お汁の椀にも矢張りそれを使つて居たので、箸といふものは、自然大きなものと感ずる様になつて居た。それが出獄と云ふ際に、典獄が病氣で監獄署へ出られないので、私宅へ來いと云ふので、無論未だ囚徒だから、赤い着物のまゝに連れて行かれて、典獄の家の上つた。それは二月十一日の晩であつた。電信が不明であつたから、問合せをかけてある。多分明朝迄には、其返事が来るから君達も其の時放免になると云ふ典獄の話があつて、後で安部川餅の馳走があつたが、

其膳に附いた箸を見ると誠に小さい。何んだかお雛様の飾物の様だと思つた。其上安部川餅の食い方を忘れてゐたので困つた。他の者も食い方を忘れて、一番上座に居る私の真似をする積りで、私の方ばかり見るので、大に困つた。小時して私は、昔の記憶を辿つて、漸く餅の食方を思出して、はじめて箸を取ると、他の者も同じ様にして食つた。そして翌日は、いよく放免されて、町へ出て見ると、見る小供も、見る小供も、皆頭ばかり大きい。これはどうも不思議だ。仙臺と云ふ所は、頭ばかり大きな小供のある奇態な所だと思つたが、其翌日になると、漸く不思議に思はない様になつた。それから食事の際、ソップを出されたが、是れは何うも飯へかけて食ふものであつたらしいと思つて、飯へかけて喰つた事もあつた。出獄の二三日と云ふものは、余程滑稽な事ばかりあつた。

出獄後の河野氏

憲法發布の翌年には第一回の代議士の選挙があつた。其時河野は被選挙の無資格者であつたから、是非資格を作れと皆に勧められたが、出獄當時から最う政治上の運動は廢す積りであつたから、其様事は願なかつた。其時の被選挙者の資格は十五圓以上の納税者と云ふ事であつた。然るに河野の同情者は、河野の知らぬ間に相談して其資格を作つて、それで選挙してくれたから、再び政界に出ることになつた。最初河野が何故に政治上の運動を斷念せうとしたかと云ふに、政治運動は大に人を誤るものだと思ふ事を感じたからだ。夫れは元三春の正道館と云ふ學校で、大に政治思想を鼓吹した所が、其生徒であつたものは、皆政治運動に走つて其結果無事なのは僅かに一人位で、重いものは死刑となり、丁年未滿の爲めに僅かに死一等を減せられて無期徒刑となつたりして、一人として刑餘の人とならないものはなかつたのを見た爲めである。此斷念した政治運動を再びするに至つたには、今一の理由がある。

河野が入獄中、後藤象二郎が月々其家へ母と小供の生活費を送て居て、出獄すると同時東京へ招いた。後藤は河野に政治運動を勧めたが、河野は應じなかつた。併し後藤が窮地に陥つたのを見て、従來の恩誼に對し黙視する譯には行かないで、遂に大同團結を引受けて立つ事となつた。それが渠の出獄した年の四月で彼は二度政界の人となつたのである。

若しよ、三光の明を亂り、下、萬民の心を失は、湯武殺しと雖も

も、孰れか奪ふを能くせざらんや、今其の已に在る者を審にせ

ずして、反て之を人に備ふ、天下一湯武のみには非ざる也、一

人を殺せば則ち必ず之を繼ぐ者あらん。

(淮南子)

加波山事件と河野廣體氏

小川町の爆裂彈

明治十七年九月十日の事である。市區改正前の神田小川町の通は五十稻荷の縁日に賑ふて露店のカンテラの火影空に映え、雑踏のどよみ手に取る如く聞ゆる裏神保町の山岸と云ふ質店へ、未だ宵なる八時過、大膽不敵にも三人の強盜が闖入した。

三人ども書生體の壯俊である。其内手拭に顔を包むだ二人は、抜刀を以て座敷に推し上り、一人は顔をも包まず、入口に見張つて居た。其時、帳場には、主人の豊壽郎が二三人の小僧を相手にして、何か話して居たが、斯くと見ると慄へ上つた。

座敷に上つた二人の内の結城縞の細かい縦縞の單衣を着て居た一人は、袂から

麻索を取出して、直に主人を引縛つて、閃めく刀を眼の前に突付けた。主人は戦へながら、店にあつた五圓八拾錢の金子を渡した。

一人は、机の上に銀側の懐中時計の有るのを見て引奪つた。「それは預り物ですから何うかゆるして下さい」と主人が懇願するのを聞いて「左様か」と云つて机の上に投げ返し、更に奥の方に行かうとした。其時それを往來人が聞き付けて、門外で騒出したので、二人は其儘裏口から逃出した。

裏門の口にも同類の一人が見張をして居たが、それと見ると一所になつて、人の出盛りの小川町の通りを、左に廻り、右に潜つて馳せ去つた。二人は何時の間にか刀を捨て、各々懐中に入れて居た爆弾に片手をかけて居る。

小川町の警察署(東明館前)の前を駆抜けて、其右側の爪先上りを駆上らうとする所を、小島勝均といふ巡査が追かけて、質屋の主人を縛つた男の片袖を確と握んだ。強盗はそれを振放すと同時に、後を晦ます爲めに、警察署の向ひにある牛肉屋の屋

根を望んで左の肩越しに懐の爆弾を投付けた。然し危急の場合ではあり、背後さまではあるし、的は外れて警察署の軒に中つた。轟然一聲、凄しい響と共に、軒破れ瓦碎けて、破片は雨の如く飛散した。勝均は右脚を傷け、二人の往來人も亦負傷した。其隙を覗つて強盗の二人は跡を晦ました。

懐中時計に手をかけた男は、逃げ後れた後方から追かけた巡査矢野傳之助が援刀で其背を斬下げた。流石の男も少しひるむ所を取つて押へられた。警察署に引致して住所姓名を糺問された時、強盗は平然として、答ふらく「栃木縣上都賀郡日光町小室辰四郎」と。警察では直に手配をして後を晦ました二人の同類を搜索した。其強盗こそ、後の加波山事件の巨魁、河野廣體及び其同志で、爆弾を投げたのが河野で、捕へられたのが門奈茂次郎。河野と一所に逃げたのが横山信六。店先に見張をして居たのが小林篤太郎であつた。

然るに小林は、河野と門奈が裏口から逃げると、外に逃げ途がなくなつたので、不

圖浮んだ當座の頓智、手早く刀を仕舞つて店先を離れ、恰も質物用で来たものが、奥の騒動に立縮んで居ると云ふ風をして、何うも變だぞ……ちや明日の朝にせうか森々と押込んで来た往來人も、小林を強盜とは思はなかつたので、小林は悠々として其所を立ち去る事が出来た。

河野と暗殺主義

河野廣體は、河野廣中の甥で、磐城國田村郡三春村の人である。資性沈毅、容貌閑雅、澄んで動かざる眼の光、左右の上つた優しい口元は女の如き優しみがある。鐵椎を以て始皇を撃つた張良は、狀貌婦人の如しと傳へられて居る。非常の事は往々此種の人によつて斷行せらるゝ者である。十五歳から高知へ行つて、立志社に學び土佐の先輩に親炙して、早くから自由民權説を唱へて、國事に奔走した。

明治十五年には、福島事件に關係して、兇徒嘯集罪に問はれ、福島から東京に逃れて来て、芝の愛宕下で搦えられて、翌年の四月迄石川島の監獄に縛がれて居たが、免訴後は過激な實行家となつた。謂く言論は迂濶である、人民の手を以て憲政を建設するには、專制政府を顛覆するを要する。專制政府を顛覆するには、擧兵など云ふ大仕懸な廻り遣ひ事は遣つて居られない。又資金がないから遣ふことも出来ない。それよりか、政府の元老を一舉に倒して、政府の首腦を失へば、政府は自然と顛覆する。かう云ふ暗殺主義を主張して、爾後東西に馳せ、南北に趨つて、死士の糾合につとめた。鯉沼九八郎、横山信六、草野左久馬、五十川元吉、琴田岩松、山口守太郎、杉浦吉副、小林篤太郎等は、同氣相求め、肝膽相照して、常に親しく住來した同志であつた。

中でも琴田山口の如きは、三春の生れで、全しく正道館で河野廣中の薰陶を受けた者である。琴田は後に、無名館の書生迄して、福島事件の際には、過激な攻撃演説を遣つた爲めに、兇徒嘯集罪に問はれて、危く捕えられんとしたのを逃れた者で、五

十川元吉は、田母野秀顯と一所に、宮城上等裁判所に三島縣令を告訴せうとした者である。其他暗殺派の大半は、皆福島事件に關係のある者で、彼等の運動は福島事件の復讐と云へば云はれるのである。

鯉沼は、福島事件には關係はなかつたが、栃木縣の豪家で、性質亦豪快で、福島事件に際して四方に流離した壯士を扶助したので、彼等暗殺派から師父視せられた。其上、暗殺派の必須物たる爆彈の製造を能くしたので、彼等は靡然として、其下に集り、彼が住宅たる下都賀郡稻葉村の家と、上京毎に滞在する八丁堀三代町の飯塚と云ふ旅館とには、常に暗殺派の壯士が出入して、或時は酒を被つて悲歌慷慨し、或時は額を鳩めて暗殺の計畫を密議した。最初に河野等の暗殺派に狙はれたのは、前の福島縣令、當時は栃木に轉任して居た三島通庸で、彼が宇都宮の官宅は更なり、三田四國町の私邸の附近には、常に爆彈を懐に呑んだ青年が徘徊して居た。當時築地の新築町に在つた有一館は、彼等暗殺派の壯士の巢窟であつた。有一

館は自由黨の青年の爲めに、明治十七年の春から經營したもので、内藤魯一が館長、磯山清兵衛が幹事であつた。表面は文學と武術の教育に托して居たが、其實種々の謀叛を醗酵する、危険千萬な壯士の寄宿舎であつた。發覺を恐れて、行動は思々であつたが、舉兵の企をして、府下の兵營を乗取らんとするものもあつた。河野が小川町で投げた爆彈が、有一館から持出したものであると云ふのを見ても、有一館の如何なるものであつたか、分る。

河野は其當時、日本橋蠣殻町一丁目の荒井と云ふ旅館に滞在して、八丁堀の飯塚へ行つたり、築地有一館へ行つたりして、暗殺の計畫に耽つて居た。然るに其年の七月になつて、暗殺派の青年を狂喜せしめる様な事件が起つた。

延遼館の暗殺準備

先是明治十七年三月、伊藤博文が宮内卿となるや、直に華族令を定めて七月七日

之を發布した。即ち五爵を別ち、獨り舊來の華族のみならず、文武の元勳亦新に榮爵を賜はつた。其内薩長出身の元老の新に華族に列せられた者が、其十五日に聯合の祝宴を芝の延遠館に張つて、各華族を首め、大臣參議を招待するといふ事が傳はつた。

最初之を耳にしたのは河野で、河野は之を聞くと、八丁堀の飯塚へ駆付けて、折柄滞在中の鯉沼に之を報ずると共に、傍ら同志を招いて延遠館襲撃の疑議をした。議忽ち熟して、鯉沼と河野とは、其日に用ゆる爆彈を製造することゝなつた。有一館の佐伯正門も其陰謀に與つて、爆彈の材料を購入する事となり、鯉沼から代金を受取つて其十七日、水戸市泉町山崎金之助と詐稱して、日本橋區本町三丁目の藥種商松本市左衛門から金硫黃と大傳馬町ブリキ職笠間金太郎からブリキ鑊百二十個を買ひ、又た油町の鐵物商市川反吉に囑して、鐵棒を細斷した。杉浦吉副も亦他から多少の藥品を買つて來たので、河野と鯉沼とは殆んど寢食を忘れて、爆彈

の製造に着手したが、不幸にも未だ出來上らない内に、其日は過ぎて了つた。期を失した暗殺派の一團は頓足して殘念がつか、最う及ばなかつた。

宇都宮開廳式

延遠館襲撃に期を失した暗殺派の一團は、八月下旬になつて、栃木方面の同志から吉報を獲た。兼て新築中であつた宇都宮縣廳の工事が略ぼ落成したので、九月下旬、開廳式を舉行して、東京から大臣參議が列席するとの通知である。知事三島通庸一人をさへ臥薪嘗膽してつけ、胡つて居た暗殺派の青年は、千歳の一週、期せずして、自由の公敵を一舉に打倒することが出来る時機が來たので、踊躍して喜んだ。其時河野、鯉沼、横山、杉浦の四人は、八丁堀の飯塚に在つて、此報知を耳にし、直に同志に檄を飛ばし、傍ら杉浦を宇都宮に潜行さして、開廳式の期日を確めしめた。杉浦は種々の方面から開廳式の九月十五日なることを探知し得て、乃ち稻葉村鈴木金

助と偽名し、暗號電報を以て、八丁堀に通知した。其日は九月一日であつた。

杉浦の電報によつて、開應式の期日を知つた一派の者は、稻葉村の鯉沼の宅にて其準備を整へることを約し、草野左久馬、五十川元吉、天野市太郎、平尾八十吉、琴田岩松、山口守太郎、杉浦吉副等は、先づ去つて稻葉村に到り、同時に歸宅した鯉沼を援けて、爆彈の製造に取掛つた。

續いて原利八、三浦元治の二人が福島から來たので、總勢十人、後から來る河野、横山、小林の三人を待合せた。然し大勢の人数が一團になつて居ては、時節柄怪しまれる恐れがあるので、三人宛代るく、富張村の大橋源三郎の所へ行つて、其所でも爆爆を製造した。

東京では、河野と横山と、小林の三人が、資金を調達して、爆彈の材料を買入れて行く積りで、磯山の手から有一館の金を引出さうとしたが、磯山が尻込むて出金しない、どうも裏切したらしいから、磯山を殺さうと云ふ議論が出たが、河野は磯山を殺

した所で詮方ないから、他で金を作らうと主張して、三人連立つて其頃往來して居た門奈茂次郎の所へ行つて見た。

門奈は福島事件に係した人で、其當時は芝兼房町の鶴鳴館に居た。これも政府顛覆の目的を持って居るので、三人には度々慷慨悲憤の語を漏して居た。然し門奈は舉兵主義で、日時を刻して不意に起つて一面には鎮臺を乗取り、一面には政府の元老元勳を斃すと云ふ意見であつた。

其日も三人に向つて、舉兵の時機の時機の間迫つた事をほめかしたが、三人は明日にも宇都宮方面へ出發しなくてはならぬので、門奈の言葉を程よく受流して居ると、門奈は猶も言葉を續いて、回天の大策に必要なのは資金であるが、正當の手段では、とても作る事が出來ない。大功は細瑾を顧みず、目下の場合に非常手段を採るより外に路がないと云つて、強盜をやらうとの談になつた。

三人は門奈の舉兵主義には不同意であつたが、宇都宮方面の資金調達が急なの

で強盜には賛成して、四人相談の結果、裏神保町の山岸は某華族の大金を流用して營業も盛んだと云ふので、九月十日の夜、縁日の群集に紛れて、山岸へ押入る事にした。そして約束した。萬一敗れて、縛に就く者があれば、我と我が手で顔を斫つて、其何人であるかを分らない様にして自殺するか、其暇のない者は、如何なる目に逢つても、決して實を吐かないと云ふ事である。

久安橋を會の場所にして、薄暮、忍びくゞに集つた。携帯の道具は、刀一口宛と爆彈一個宛で、爆彈は佐伯正門が有一館に匿くしてあつたのを、横山が持ち出したものである。其時、門奈の持つて行つた刀は、有一館の塾生、横川省三から借りたものであつた。

利根川の船中

小川町の仕事は失敗した。門奈は捕へられ、河野は爆彈の烟で漸く跡を晦まし

たが、其時横山とも分れた。一人になつて走りながら、往來人の談話に耳を傾けると、強盜は一人攫まへられたと云つて居る。誰であらう。横山であらうか、門奈であらうか、それとも小林であらうかと心配しながら、有一館へ歸つて見ると、小林は既に歸つて居る。

其所で二人が一所になつて、八丁堀へ行つて見た。横山も無事に歸つて居るので、捕へられたのは、門奈と定つたが、先を急ぐ三人は門奈の爲めに何うして遣る事も出来ない。其夜三人は一所になつて、再び有一館へ歸つて門奈の爲めに横川に謝罪し、それから送別の宴を開ひて、曉方稻葉に向つて出發した。

淺草公園を横切る頃には、東の空が白んで、曉の風に單衣の襟が冷かつた。十一日の夜は旅館に投じ、十二日は利根川を渡つたが、其舟中で、河野は七言の小詩を得た。

蜻洲到處總腥鮮。一死誓期拂毒烟。

加波山事件と河野廣禮氏

天下豈無同感士。慨然撫劍度刀川。

十三日になつて、稻葉村に入つて。鯉沼始め先發の同志が、自分等の行くのを待ちかねて居るだらうと思つて、程を拵めて鯉沼の別邸へ急いだ。鯉沼はじめ同志が爆彈を製造して居る處なのである。

門口へ行つて見ると、日中に雨戸を鎖して、間として物音がなない。本宅へ行て見ると、本宅も寂々寥々として、思倣か何か異變のあつた跡らしい有様である。訪なふと、鯉沼の妹が悄然として出で来て、兄の奇殃に罹つた事を話した。三人は愕然として驚いた。

鯉沼の奇殃

去る十日の夜、河野、横山、小林の三人が、恰も小川町の騒動を惹起した時刻であつた。鯉沼の一室では、鯉沼が座長となつて、宇都宮討入の評議をした。其結果鯉沼

が選ばれて首領となり、河野、横山、三浦、杉浦の四人を軍監にして、

(一)開庭當日は、附近の各村より寄附の搗餅を馬にて送るとの事なれば、此に紛れて馬三頭を雇入れ、爆裂彈を運ぶ事

(二)三手に分れ、一手は下河原の方面より、一手は日光街道より、一手は六道の往來より、共に宇都宮市中に紛れ入りて明神山の裏に集る事。

(三)鯉沼氏等爆裂彈を投げつゝ、縣廳内に斬込むを機として一頭の馬に載せ行きし石油を以て、火を放つ事、但し原氏専ら之を掌り其人々は未定なるも都合三人と爲す事

(四)三頭の馬には、一刀を斬付けて、暴れ出さしむる事。

(五)縣廳の事首尾能く了らば、復た二手に分れ、咄嗟の間に警察署と監獄署とを襲撃し最も注意して其洋劍類を横奪すること。

(六)然る後、監倉を開放して、囚徒の用ゆべきは之を用ゐ、便宜の處分を爲す事。他

の事項は河野、小林、横山三氏の來着を待て其議を凝す事

かくの如く部署を定めて、一面には爆彈の製造を急ぎ、一面には河野等の到着を待て居たが、それが十二日になつて、鯉沼が奇殃に罹ると共に、大事は逸して了つた。鯉沼は其日の午后二時迄に五個の爆彈を仕上げて、未成の一彈を左手に持ち、右手の銃で、彈の口を封じた麻糸を切らうして、銃の尖が微かにそれに觸れる間もなく、忽ち霹靂落ち、急電閃いて、鯉沼の體は濛々たる黒烟に包まれた。

かくと見るより三浦が先づ飛込んで、鯉沼を抱き上げた。左手碎けて、だらりと垂れ、顔も傷だらけになつて、滾々と迷る血潮に、着て居た白地の浴衣は眞赤に染つて居る。大事は既に去つた、鯉沼は自分の苦痛を忘れて、將に成らんとした大事の蹉跌した事を恨んで、さて云つた。「此所に居ては危険だから、眞ぐ逃げてくれ給へ。」八人の同志は、三浦に鯉沼の介抱を托して其所を出たが、時を移さず、別邸の變事を聞きつけて、本宅から鯉沼の父の兵彌と妻とが來たので、三浦も續ひて其所を出

だ。

鯉沼は其日壬生町の石崎病院に入院した。小堤村の館野芳之助も、中田村の文武館を根據として、東京府下に革命旗を翻す積りで、専心爆彈を製造して居たが、恰も鯉沼の負傷した同日同時刻、これも爆彈の破裂に遭つて、右手を碎いたので、同じく石崎病院に入院した。

暗殺派の下館落ち

鯉沼の妹から、鯉沼の負傷を聞いた三人は、駭きと、失望とに、しばらくは言葉も出なかつた。

然し兎も角も、鯉沼の病院を視、同志との消息を詮議した上で、三人の進退を決する事とし、横山と小林は、鯉沼の叔父に當る鯉沼道惟の家へ行き、河野一人壬生病院へ行つた。

鯉沼は人事不省である、其枕頭には、父の兵彌と、叔父の道惟とが居た。鯉沼は漁業用の水雷火で負傷したことになつてゐた。同志の消息を尋ねたが、少しも分らないので、河野はそこへして病院を出て、道惟の留守宅へ行つて、横山と小林とに逢つて三人の取るべき方針を定めんとしたが、道惟の家は、警察署に注目せられる恐れがあるので、其所を出て竹藪の内へ匿かれた。元鯉沼の食客で、同志の一人なる小平右京が團飯だの、饅頭だのを持つて来て呉れた。

其所で三人は評議をして、一方鯉沼を去つた同志の行方を探索すると共に、一方栗橋の渡船場で大臣參議を要撃するの新計畫を立て、宇都宮開應式の期日を確めやうとしたが、巷説區々として一定しない。其内に十五日は過ぎたが、開應式らしい模様もない。十八日の夜になつた。其日は朝からの雨で三人はぬれびしょになつて、竹の下に蹲んで居ると、小平の聲がする、近づくのを見ると、杉浦吉副を連れて居る。杉浦は云つた、「我黨は下館の有爲館に集つて、君等の來るのを待つて居

たが、あまり遅いので迎ひに來た。」其所で三人は、杉浦と一所に下館町に向つて出發した。

下館町の有爲館

下館町の有爲館は、下館附近の民権家の創立した結社で、有一館と同じ性質のものである。富松正安が館長で、幹事が田宮太平と倉持茂三郎の二人、玉水嘉一が武術の師匠であつた。

最初稻葉村を落ちた九人は、思ひ／＼に此所へ集つて來て、宇都宮襲撃の事をはかると、富松は一言の下に賛成した。福島の小針重雄も三浦文治との約束を守つて、十六日稻葉へ行つて見ると、鯉沼が右の始末だから、これも有爲館へ集つて來た。中田町に客となつて居た保多駒吉も歸つて來て、宇都宮襲撃同盟に加つたので、潑漑たる新勢力が生じた。

然し多數の青年を一館内に集合さしては、人目を引くので、表面には、
撃劔稽古の生徒と云つて、夜は館内及び富松の家に分宿せしめた。

十九日になつた。杉浦が小林を連れて先づ來り、少し後れて河野と横山が來た。
其日河野と横山は鬼怒川を渡つた。同船中に小久保喜七が居て、二人をデロデ
ロ見るので、二人も小久保を探偵だと思つて、内心恐れて居た。小久保も亦二人が
蘆を肩にかけ、草鞋を穿いた扮装を見て、探偵だと思つたので、岸に着くや直に間道
を走つた。そして有爲館へ行つて、富松と時事を談じ居ると、先刻船中で怪しんだ
二人の青年が出で來たので、最初は駭いたが、一方は小久保で、一方は河野と横山と
云ふ事が分つたので、互に手を拍つて笑つた。

有爲館の爆發

河野、横山等が、有爲館に逃込んだ頃から、秘密探偵らしいものが日夜其附近に出

沒しはじめた。實際警察の方では、小川町と稻葉村及び小堤村の爆彈に疑をはさ
んで、血眼になつて物色した。其結果、警察の目は、有爲館に出入する青年に注がれ
た。河野、横山等の運命は甚だ危険になつたので、富松の計らひで、二人は下館町に近
ひ瀬端東作の家に匿れた。

かゝる間にも、稻葉落の青年は、爆彈の準備をし、保多駒吉、平尾八十吉等は、何時も
宇都宮に往來して、中山丹次郎に就いて、三島の動靜をはじめ、開廳式の期日を探つ
たが、どうも確かに分らない。

其内に二十二日になつた。其日の午後六時、霜勝之助が車を飛ばして下妻から
來て、人を遠ざけて富松に囁いた。「下妻警察で何か非常の準備をして居るから、注
意しなくてはならぬ。」富松は驚いて、館内の者を集めて協議した。「我黨の陰謀が
發覺したらしいから、これに對する謀を立てなくてはならぬ。」保多駒吉は、雨引山
は一方口で敵を防ぐに便利な上に、本木の勝田盛一郎と諸事を相談するの便利が

ある。」と云つた。協議は一決した。さらば急げと、百五十個の爆彈を具足櫃に容れて、玉水嘉一が軽々と背負ひ、八時過る頃、盡く有爲館を引拂つた。總勢十四人、曰く富松正安。曰く保多駒吉、曰く琴田岩松、曰く三浦文治、曰く小針重雄、曰く小林篤太郎。曰く平尾八十吉。曰く天野市太郎。曰く山口守太郎。曰く原利八。曰く五十川元吉、曰く草野左久馬。曰く杉浦吉副。曰く玉水嘉一。

富松正安首領に推さる

此夜は大雨で、天は漆黒、泥濘脚を没して、其困難は一通りでなかつた。一行は神山藤三郎の宅に着いて酒の饗應を受けながら、其座で富松を首領に推して、一軍の進退を委ねやうとした。富松は他迄も開應襲撃を思ひ込んで、今夜の行動は、警察の追捕を避けて、時機を待つ爲めだから、首領を置く必要はないと辭退したが他の十三士は承知しない。「事此に至つて、徒らに狐狸を學ぶべからず、宜しく吾黨の大

義を天下に告白すべし」と。強いて富松を首領とした。河野横山への通知は、保多天野の二人及び袖山と谷島彌平太とに托して出發した。

翌朝になつて、一行は本木の勝田に到着して、有爲館爆發の始末を告げて、軍資金の補助を頼んだ。四五日前に千餘圓の國税を納付して、折悪しく手許に一錢もないと云ふ。富松は折返して、兵糧人夫を頼んだ。勝田は快く承諾して更に策を献して、雨引は小山だから、據守に便利でない。事を舉げるには、加波山でなくてはならぬといふ、一行は之に従つた。勝田は家藏の銘刀二口を贈り、人夫を出して爆彈の櫃を送らせた。

加波山の旗擧げ

瀬端に居た河野横山の二人は、其夜の二時頃、神山、谷島の二人に呼起されて、有爲館爆發の始末を聞いて居ると、保多と天野の二人が続いて來た。乃ち一所になつ

て瀬端を出た。黒杉政義の宅で、朝飯の饗應を受け、一度雨引山へ行つて後に、路を轉じて加波山に上つた。

加波山は筑波足尾と翠黛を接した常陸西部の高峯で、山は危岩怪石を以て疊まれて居る。山の頂の加波神社は一行の本陣になつた。大義を告白する爲めの帥旗と羽檄とは、其日の内に成つた。羽檄の文章は平尾琴田の筆に成つた者である。抑も建國の要は衆庶平等の理を明かにし、各自天與の福利を均く享くるにあり。而して政府を置くの趣旨は、人民天賦の自由と幸福とを扞護するにあり。決して苛法を設け、壓虐を施さすべきものにあらざるなり。然而今日吾國の形勢を觀察すれば、外は條約未だ改まらず。内は國會未だ開けず。爲に奸臣政柄を弄し。上

聖天子を蔑如し。下人民に對し收斂時なく。俄拳道に横はるも、之を検するを知らず。其慘狀苟も志士仁人たるもの、豈に之を默視するに忍びむや。

夫れ大厦の傾けるは。一木の能く支ふる所にあらずと雖も。奈何んぞ坐して其倒るゝを見るに忍びむや。故に我々茲に革命の軍を茨木縣眞壁郡加波山に擧げ、以て自由の公敵たる專制政府を顛覆し、而して完全なる自由立憲政体を造出せむと欲す。嗚呼三千七百萬の同胞よ、我黨と志を同ふし俱に大義に應ずるは、豈に正に志士仁人の本分にあらずや。茲に檄を飛ばして天下兄弟に告ぐと云爾。

明治十七年九月二十三日

茨城縣 富松 正安 玉水 嘉一

保多 駒吉

福島縣 杉浦 吉副 三浦 文治

五十川 元吉 山口 守太郎

天野市 太郎 琴田 岩松

草野左久馬 原利八
河野廣體 横山信六
小針重雄
朽木縣 平尾八十吉
愛知縣 小林篤太郎

右の檄文は加波山に參詣するものに托して、山下の各村に頒布した。そして富松を總長に、河野、三浦、杉浦の三人を伍長として、別れて山の三方を守つた。自由之魁、壓制政府顛覆、一死以報國と記した三流の大旗を深山嵐に吹靡かして、同志の集つて來るを待つた。

河野は其時の狀を語つて曰く、加波山の上に立つた時には、眞に意氣天を衝くとも云ふ勢でしたよ。」

警察分署の襲撃

二十三日の夜となつた。三浦の發議で、眞壁町にある町屋分署を屠つて、義舉の血祭をすると云ふ事になつた。富松、横山、琴田、原、玉水の五人に本部を守らして、他のものは、山を下りた。

其夜の九時頃、町屋分署の一巡查が門前に出で見ると、白樺をかけ、刀を閃かした壯士がうよ／＼と立つて居る。吃驚して逃込む跡に踵いて、河野が一番に飛入つて玄關に一彈を投じた。三浦も續いて三四彈を投じた。轟然響あり、壁は崩れ、柱は碎けて、分署は渦巻く黒烟と土烟とに蔽はれ、中に居た巡查は、裏口から逃げて了つた。一同は直に入つて、官金十六圓餘、洋劔五口、日本刀一口、巡查の帽服若干を奪つて、其後へ檄文一枚を壁上に貼付けて引揚げた。

歸りに、中村と云ふ豪商の許へ立寄つて、軍資金二十圓を寄附せしめ、河野の筆で

大事成らば返却すと云ふ借用證書を書いて渡した。

藤村半右衛門と云ふ酒造家に行つて、寄附させやうとしたが、返事をせず、家の内から小銃を放つたので、物置に一弾を投じて歸山した。

長岡嶮の戦

加波山の警報が傳ると、當時の茨木縣令人見寧は、大に狼狽し、土浦、石岡、笠間の警察署長をして、部下を率ひて、加波山の包圍攻撃を命じたが、警察隊は山上の爆彈に恐れて近付かない。

廿四日になつた。山上の十六人は、町屋分署の復讐として、廿四日には襲撃を受けるだらうと、其用意をして居たが、夕方になるまで一人の討手らしいものも來なければ、頼にして居る同志の一人も來ない。其上山中には水が乏しいので、長く防守することは出來ない。保多は曰つた。「もし此儘に居つた時には、何のなすこと

もなく、むざ／＼と大死するより外に途がない。それより宇都宮へ突進して、三島一人でも打取り、あはよくば、監獄署を破つて、囚徒を用ひて初志を貫かうと。そこで加波山放棄と決して其夜の八時頃、具足櫃と柳行李に分けた爆彈を人夫に荷はせ、三隊に別れて山を下りた。

其夜も亦雨、四方は黑白も分らぬ眞の暗であつた。長岡村の嶮にかゝると、提灯を點した老婆に逢つた。一行を見掛けると、忽ち火を吹消して何所となく行つて了つた。不思議な老婆であると思ふ間もなく、前隊の玉水は、路を要して居た警察隊に撞着した。警部野手道徳と、警部補神代澤身二人の引率した十九名の巡查隊である。

忽ち激烈な混戦は演せられた。破裂する爆彈の響と死物狂の呐喊の聲とは、長岡嶮の闇を撼かした。

また／＼間に勝敗は決した。警官の方は一人の戦死者を捨て敗走した。一行

は之を追撃した。戦争中は恐れて、田の中に這込んで居た人夫等は、それと見ると俄に勢付いて這上つて「進め〜」と躍り叫んだ。一行の方でも、平尾八十吉を失ひ、其上百餘箇の爆弾を田の中に紛失したので、すくなからず勢力をそいだ。

同志の解散

かくて一行は、又勝田へ行つて、喫食して居ると、其時眞壁方面に當つて砲聲が響く、それが段々近く追つて来るので、其所を出た。路もなき山間を潜つて、犬田村に到着して、唯ある松山の中に腰を下ろした頃は、二十五日の夜明け方であつた。

其所で富松が警備が嚴密になつたから、宇都宮へ行く事は覺束ない。それかと云つて、巡査と戦つて、巡査を殺した所で無益の殺生である。それよりか解散して他日再舉を圖つては、何うだと衆に諮つた。河野、三浦、横山、小林は、斷行を主張したが、他は富松の提案に同意したので、遂に解散に決し、十月廿五日を期して、東京の飛

鳥山に再會する事にした。二人の人夫に暇を遣つて、松山の中で日の暮れるのを待つたが、解散を斷行しかねて、西へ西へと行つた。上野の小幡に入ると、ある飲食店で食事を済した。解散に不満を抱いて居た三浦が、此時何所ともなく行つて了つた。一行は十四人になつた。

其夜の夜半頃、小栗村にさしかゝると、龜屋と云ふ旅人宿があつて、其前に白服の巡査が非常線を張つて居る。騎虎の勢、一行は我れ先にと躍りかゝつたので、巡査は屋内に逃込んだ。其所で一つ二つの爆弾を投げて、去つて江戸屋と云ふ旅人宿の前に行くと、又た巡査が居る。それも追散らして、廿六日の午前四時、朽木縣芳賀郡小林村の山中へ辿り着いた。

宇都宮突進の議が又た再燃した。小針重雄が無謀の舉として聞入れない。すると横山は、これ程探索が嚴密では、逃げるには出來ない。それよりか、自殺して小吏の手に辱しめらるゝを逃れるがましだ。と云つて、自殺せうとするので、河野と

琴田とが押止めた。其所で富松は一人宛に二圓十錢の金子と、二三個の爆彈を分配して、いよく解散を斷行したので、一行は思ひよく解散することになった。衆相顧みて泣然として涙下つた。

河野と横山の捕縛

一行に別れて、東京に志した河野は、何時の間にか道に迷ふた。秋草離々たる野原を行つたり來たりして居ると、福島へ向つて出發した杉浦が、これも同じく道に迷ふて居るのに邂逅した。乃ち同行して、其夜は鹽谷郡花岡村の旅人宿に一泊し翌廿七日東京に向つたが、又た道に迷ふて、氏家宿に出た。氏家宿は警察分署の在る處である。二人は心の内に周章して、一刻も早く其所を離れる積りで、北に折れて歩いて居ると、氏家警察の前に出た。其時河野は、爆彈四個を包んだ風呂敷包を首にかけて、仙臺附近から東京に旅行する旅人の如き風をして居た。

二人は警察署の札を見ると、吃驚して足早に通り過ぎやうとした。忽ち數名の巡查がどかどかと出て來て、驚く河野を先づ捕へて警察の中へ連込んだ。

河野は最う絶體絶命である。警察の手に落つるのが最後、生きる途は少しもない。どうで死するものなら、警官でも構はない塵殺して、自分も一所に死なうと思つて、首の爆彈に手をかけたが、續いて杉浦が連込まれて、自分の前に立つたので、爆彈を投げれば、勢杉浦も殺さねばならぬ。それは河野に於いて忍びない所である。どうしたものであらうと考へて居ると、一人の巡查が來て、首のものは何かと云ふ。「これは鐘結の肉だ」と云つた。巡查は眞實としない。手荒く引放して、分署長の机の前に置いた。も少し酷くすれば、爆彈は發火するのである。河野は思はず、それは爆裂彈だと叫ぶと、巡查ははじめて驚ひて、後に飛び下つた。

かくて河野と杉浦は宇都宮の未決監に送られた。或日勇ましい煙火の音がするので、看守に聞くと、宇都宮開庭式だと云ふ。河野は切齒した。

十二士及び一縣有志の大捕縛

飛鳥山に再會の約束は、單に空想に止つた。河野杉浦を始めとして、一行多くは十月二十五日を待たないで、横山の所謂小吏の手に辱められた。

天野市太郎と山口守太郎の二人は、北歸する積りで、解散の當夜相伴うて喜連川宿に行つた。某旅店に宿泊した所を捕へられた。

小幡の宿から衆と離れた三浦文治は、琴田岩松が頻りに呼留むるのを聞かないで、足早に其處を去つて、姿を變じて東京に入り、廿八日板橋に行つて、某旅店に休息して居る所を捕へられた。

草野左久馬は、不敵にも國道を濶歩して東京に入り、早稻田の栗原足五郎を訪ふと、小林篤太郎保多駒吉の二人が居て、栗原は拘引せられたと云ふので、一度其處を去つた。後數日、栗原の消息がさゝたいので、再び栗原を訪ふと、同家に網を張つて

居た憲兵に捕へられた。其日は十月三日であつた。

横山信六は、東京に入つて、これも栗原を訪ふと、小林と保多が居たので、三人一所になつて、甲州に遁れ、都留郡谷村の神山八彌によつたが、横山は十月二日の夜、小林保多は、其翌日、全しく捕縛となつた。

琴田岩松は、日光を経て中仙道にかゝつたが、追捕急なりと聞いて、道を轉じて甲州に入り、谷村の神山に行つて見ると、神山はじめ小林保多の二人も、前日捕へられたと聞いて、自分の運命も左様長くはないと知り、此上は要路の貴顯を一人でも暗殺せんものと、それより東京を志し、二子の渡船に來た所を捕へられた。

小針重雄と原利八の二人は、暫時雀の宮に忍んで居たが、最う好い時分と思つたので、始めて袂を別つた。原は上州に向つて出發し、小針は東京に入り、それより東海道を下らうとして、濱松に入り、十月五日、濱松警察署の前を過ぎようとして、拘引せられ、一警部の前に立たされて、住所姓名を聞かれた。小針は警察を欺く積りで

岡山縣津山士族佐々木綱吉と云つた。すると警察は笑つて「否、汝は加波山の暴徒小針重雄だ。本署では數日前から汝を待つて居た。」小針は仕方なく白状した。玉水喜一は、富松正安と一所に東京に入り、銀座街頭で袂を別つて、房州に渡る積りで、十月六日、下谷竹町の質店へ兵兒帶を典して二十錢を借り、日本橋青物町を通つて居る所を捕へられた。

五十川元吉は、東京に入り、十月十五日、三田の黒田邸に闖入する積りで、爆彈を懐にして、其門外に立つて居る所を捕へられた。

富松正安は、玉水に別れて後、浦賀を経て房州の那古に入り、奈良村佐久間吉太郎の手に保護せられて、加藤淳造と云ふ醫師の許にかくれて居たが、群馬の方に行きたくなつたので、頭髮を剃つて行脚の僧となり、房州を托鉢して上總國姉ヶ崎へ行つた。時に十二月二日の夜である。小野と云ふ木賃店に投じた所を捕へられた。最初は三重の僧と云つて、旅店しらへの巡査を欺いて居たが、巡査と問答中、不圖茨

城と云ふ文句を口にしたので、最早遁れぬ所と諦めて、實を吐いた。

原利八は、最初白河へ入り、それより山形に入り、越中に入り、福井に入つて、翌十八年の二月六日迄忍んで居たが、越前に事を擧げる積りで、勝田友吉なる者に本姓を明かしたので、其爲に密告せられて捕へられた。

鯉沼八九郎、佐伯正門、大橋源太郎等も捕へられて、門奈茂次郎と共に、加波山事件の正犯として、論せられ、其他朽木茨木の二縣に跨つて、同事件の嫌疑者として拘引せられたものは、無慮三百名であつた。

志士の處刑

十八年三月十六日を以て處刑の宣告があつて、皆忌しき強盜故殺など云ふ罪名の下に、富松正安、横山信六、三浦文治、保多駒吉、小針重雄、琴田岩松、杉浦吉副の七人は死刑、草野左久馬、五十川元吉、玉水嘉一、原利八、河野廣體、天野市太郎、小林篤太郎は無

期徒刑門奈茂次郎は有期徒刑十三年、鯉沼八九郎は有期徒刑十五年。大橋源三郎は重懲役九年。佐伯正門は重懲役十年に處せられた。尤も河野と天野とは、死刑に處せられる所であつたが、二十歳未滿の故に、右の如くなつたのであつた。

そして山口源太郎は裁判確定前に病死したので、刑の宣告には與からなかつた。又た横山信六も病死したので、刑の宣告は受けたが、絞首臺には上らなかつた。

河野の後半世

河野は裁判確定後、小管集治監に少時居て、十九年から空知へ移つた。帝國議會が開設になつた年には、板垣退助及び叔父の河野廣中等が慰問に来てくれた。そして二十七年の十月三日になつて特赦せられた。

二十九年には、星亨に隨て亞米利加に遊んで、コンコードの學校に三年間も在學した、歸ると進歩黨に藉を置いて、政界に奔走して居たが、三十六年から移民會社

に關係して、爾後社の要務でメキシコ方面に度々往來して居る。

故に曰ふ辱罵くれば商弊し營酒薄うして邯鄲圖まると、聖人生れて大盜起る、聖人を指撃ち盜賊を糞し捨て天下始めて治まらん、夫れ川竭きて谷虚しく、丘夷いで淵實す、聖人已に死すれば大盜起らす、聖人死せば大盜止まず、聖人を重れて天下を治むれば是れ重れて盜跖を利する也、斗斛をつくつて量れば斗斛を并せて與に之を竊み、權衡をつくつて稱れば權衡を并せて與に之を竊み、符璽をつくつて信にすれば符璽を并せて與に之を竊み仁義をつくつて媮むれば仁義を并せて與に之を竊む。

(莊子)

飯田事件と川澄徳次氏

「馬の鞍」の鮓屋

神田小柳町一番地——小柳町と通新石町とが鍋町の角に衝突かつて三又路になつた處に、ブリキ屋根の赤く腐つた小家がある。一方が稻荷鮓屋になり、一方が水屋になて居る。

一軒にしてさへ狭くらしい家を、二つにしたのだから、狭いと云つても一通りの狭さでない。それでも水屋の方は、其大部分を占領して居るので、狭いながらも内庭には、赤毛布を被けた二脚の腰掛を据えてある。鮓屋の方は、恰も水屋の軒下を借りた屋臺店の形で、見てさへ窮屈で堪らない。入口に垂れた紺暖簾に、寶屋たからやとしてあるが、其附近まはらを俗に「馬の鞍」と云ふので、「馬の鞍」の鮓屋と云つて、何人も折角の暖簾

名を口にするものがない。

中へ這入ると三坪ばかりの店があつて、それに鮓臺を据え、縁端を設けてあるの
で、三人位の客があると、店は一杯になる。店の右側は三疊の座敷で、片隅に桐箆筒
を据え、上に蓋の除れた本箱を乗せて、中には雑書がゴチャ／＼と押込んである。
それに壁へ寄つた衣紋竹に、二三枚の着物をかけてあるのも至つて狭くらしい。
三疊の先は勝手の板の間で、ブリキの煙突の付いた竈と瀬戸物の鮓鉢とが、薄暗い
中に見えて居る。

家内は夫婦暮である。主人は、今歳五十一歳の小柄な中老人で非常に耳朶の大
きな、狭い神経質らしい顔に皺は見えるが、眦の上つた眼と眉とのかゝりが晴々と
して、殊に左右が上つて、赤い唇が半圓を畫いた口元は、處女の口元の様ように若々しい
細君の方は、背の高い、大柄な女で、細君が店で客に接して居る時は、主人は勝手で骨
ばつた赤い胸を露はして、鮓の皮にする豆腐の油揚げを煮て、それに味をつけて居

るかさなくば、三疊で新聞を読んで居るかする。此鮮屋の主人こそ、當年の愛知縣下の自由黨員で、村松愛藏氏と共に、時の政府に反旗を翻さうとした所謂飯田事件の巨魁川澄徳次氏である。

飯田事件の發端

愛知縣下は、早くから自由民權熱の旺盛を極めた所で、名古屋市長者町の公道協會と云ふのが、其俱樂部になつて居た。其黨員は、地形上、名古屋、田原、三河の三方面に分れて、それぞれ特色ある運動に従事して居た。

其内で田原方面には、村松愛造、川澄徳次、八木重次、鈴木滋等の人物があつて、同地方の黨員を代表して居た。

田原は、三河國渥美半島にある小都會で、舊藩主は三宅侯である、僅々一萬二千石の小諸侯であつたが、文教に力を盡した程あつて、同地方からは、渡邊華山、鈴木春山など云ふ人才を出した。従つて田原の子弟は、自から文質があつた。村松、川澄、八木の三人も、其中にあつて、秀才視せられて居た。中でも村松は、三人中の年長者で、それで英漢の素養のある上に、上京して外國語學校へ入學して、露西亞語を研究して一家の識見を持つて居たので、川澄、八木の二人は、之れに兄事して居た。

明治十五年の秋、村松は愛岐日報へ入つて自由民權擴張の爲めに、所謂侃諤の直筆を揮ふて、專制政府を攻撃したので、政府の壓迫は、忽ち其上に加はつた。其筆は折られ、其口は箝せられて、殆んど手足を措くに所なしと云ふ有様になつて、渠は猛然として起つた。曰く、言論は迂濶である。宜しく筆に代ゆるに劍を以てすべし。と。其所で、之れを川澄、八木、鈴木等の同志に謀つた。

其時八木は、名古屋師團の現役兵である所から、兵營中にあつて同志を募集し、川澄は舉兵に用する資金の調達に取りかゝつた。そして舉兵の第一着として、先づ名古屋鎮臺を乗取る事にした。即ち八木の募つた同志が、夜暗に乗じて火を彈藥

庫に放ち、又た非常砲を發して、營外に在る將校等の夢を破り、其驚いて馳付け來るを營門に待受けて、擧げて之を壓殺し、勢に乗じて、更に名古屋監獄を開き、囚徒の用ゆべきものを收めて兵士に擧げ、振旅して下伊奈の天險を扼守し、堂々と天下に義を徇へると云ふ手筈であつた。

擧兵の準備は、着々として歩を進めた。營中の兵士で、此舉に應ずるものが澤山出來たので、八木は腹心の者に後事を托して、脱營して村松の許に匿くれ、陰に村松を助けて奔走した。時に信州輕井澤の櫻井平吉が、飯田に來て愛國正理社を組織して、信州の自由黨を結合して居た。川澄は櫻井と謀を通じて、名古屋の爆發と同時に飯田に於ても亦事を擧げる事を約束した。當時愛國社の社員は、龍野周一郎、石塚重平等、二三百名も居たが、社員ばかりでは人員が不足だし、それに兵器も足りない。仍て川澄は、信州の遠山地方へ行つて、其地で同志を募る事にした。

遠山地方を徇ふ

遠山地方は、遠州境にある山又山の谿間で、住民の多くは、獵師を本業として居るので、仕事用の小銃が澤山ある。其上同地方は、賭博の盛な、人の性情の非常に殺伐な處である。川澄は此に注目した。屢々遠山に赴いて、遠山八郎だの、米山房太郎だのと云ふ博徒の親分と知己になつた。然し警察の警戒が極めて嚴であつたから、奔走には苦心に苦心を重ねた。それでも未だ發覺の恐れがあるので、陰謀に關する談話には、一切暗號を用ゐた。人員の募集は米の買入れ、爆裂彈は豆、警察は靴と云ふ風である。

川澄東京に行く

此くの如く川澄等は、切々と擧兵の準備は遣つて居たが、何うも時機が熟さない

露西亞語を研究して、露西亞民権家の消息を知つて居た村松は、それに倣つて事を擧げる前に、先づ檄文を四方に頒布して、士氣を挑發激動し、然る後に蹶起するの利なる事を主張して、川澄村松の二人は、其準備の爲に微行して上京した。明治十七年の夏で、川澄は其時が二十四歳であつた。二人は駿河の海岸から汽船に乗る積りで、清水港へ行つた。其時三菱會社の汽船と、脱走船——航路の一定しない利益を見て港から港へ移つて行く船——とが競争をして、乗客を奪合つて居た。其日は非常に暑い日で、呼べば響へんとする三保の松原の上に、一片の夏雲がかゝつて居た。海岸に出ると、脱走船の方の客引をして居た爺が、青々とした木の枝を笠の代にして遣つて来て、「脱走船へ乗れ。」と勧めた。川澄には、脱走と云ふ言葉が、何となく懐かしく聞えたので、村松の顔を見ると、村松も莞爾と笑つた。

東京へ着くと、村松一人で、植木枝盛に會つて、檄文の起草を托した。

檄文

檄して我國三千有餘萬の士に告ぐ。夫れ吾輩が諸君と相生養し。以て斯國を愛し。以て斯國の命脈を提繫するものは。豈我 皇上の尊榮と。我民人の幸福とを盛んにせんと欲するが爲めにあらずや。而して今我政府及び官吏が、我皇上と我民人とに對し。日に行ふ所は果して如何ぞや。今や吾輩は諸君と共に。現時政府が如何なる事を行へるかを、知得認識し。共に其心を一にして、而して斯國を正さるべからず。

夫れ今日の政府が。初め徳川政府に代るや。謂らく。徳川氏上は王室を侮辱し。下は人民を汚輕す。必ずや討せざる可からざるなりと。又其當時の事に與かれる諸士が、慶喜公に向て。大政返上を勸むるや。幕臣或は以爲らく。今にして大政を返上せんか。徳川氏たるの幕府は則ち之れなきに至らん。而

して薩長の幕府隨て與らんと。佐幕家雲井龍雄の如きに至りては。殊に討薩檄を草して薩藩の討せざるべからざることを極論するに至れり。因て之を辯じて曰く。決して然る事あらしめざるなりと。嗚呼我 皇上の即位せらるゝ首として五事を天地神祇に誓ひ。廣く會議を起し。萬機公論に決す云々の大旨を明示せらる。洵に其以ありとするなり。故に明治政府の成立せるや。頗る洪謨を恢興し。乾綱を振張し。深く各地の民情を察し。大に國家の公論を重んじ。或は公議所を開き。以て制度律令を議せしめ。或は公選投票を行ひ以て官吏を登庸し。彼立憲政體も亦之を一變の間に期することを得たりき。然るに政府廢藩置縣を武斷して以遠。中央の權力漸く増長じ。官吏たる者其座の暖まるに隨つて。頗る暴慢の心を萌生し。天下を懼るゝ復た初めの如くならず。明治六年廟堂朝鮮の罪を議するや。所決以爲く。朝鮮今日の無禮たる。道理に於ても。方畧に於ても。其罪を問はざるを得ず。因て先づ使節を

遣はし道理を盡し。然後征伐の師を出たすべし。此使節は其願も有之に付西郷可然云々是れ七月下旬三條太政大臣後藤板垣大隈木戸大木江藤六參議の評議する所に係る此時に當りて主上函根の宮下に臨御あり。三條公直に行在所に參内し。具さに評決の次第を奏聞す。宜矣宸斷も亦之を可とせらる。嗚呼是れ日本の内閣の輿論なり。太政大臣の裁決する所なり。

皇帝陛下の宸斷せらるゝ所なり。然るに歐米巡廻大使岩倉具視大久保利通等の九月下旬を以て歸朝するや。十月十四日同十五日兩日内閣會議あり。條公岩公陳述して曰く。御國內の事は今日之を擱き。先づ朝鮮のみ評議すべし。抑も樺太に於て露人御國人に暴を働き候一條。或は露西亞。朝鮮へ援兵せざる内約定を結び。然後朝鮮へ使節派遣征伐の舉に及ぶべし云々。彼大久保大隈大木等の諸參議。或は之を賛し。或は之に同し。而して西郷副島後藤板垣

江藤の五參議。侃々前議敢て動かさず。因て條公は又々最前御内決の通り使節派出の議に決し。朝論廟議於是乎一定す矣。夫れ日本の國是己に一決するこゝと如是矣。唯應に斷行是れ急なるべし。然るに條公大病を以て出でず。岩公之を代理するに及びてや。廟堂更に方略を議すると云ふに當り。岩公獨り曰く。予は我決する所を以て聖徳を輔佐するのみ。他を知らざるなりと。因て我説を奏聞し御宸斷を仰がんとす。御宸斷は定めて予が奏する所に御決定可有之云々と。五參議之を詰つて曰く。御宸斷にして三條所決の點に出づれば如何。岩公曰く。予は我所奏の説を以て何處迄も輔佐し奉らん而已と。五參議曰く。三條は長官なり。閣下は次官にして代理なり。凡て代理と云ふものは、本官己に決する所を遵奉するの義務あり。而して之を變壞するの權利なし。閣下其れ之を如何。岩公答るに三條公病中なりと云ふを以てし。復開疏する所を知らず。五參議乃ち以爲く。今や復た此の如き有司と共に與に朝廷に立

つ可からずと。各々冠を掛けて去る。噫彼岩倉右大臣大久保參議は何者ぞ。一個吏人の身を以て。宸斷之を可とし。太政大臣之を決し。衆參議之を是とするの朝論廟議を撓め。敢て威柄を堂々たる日本帝國に擅にす。是れ何等の專横ぞ。且夫れ岩倉右大臣大久保參議等。強僭彼が如きの議を取り。執拗口を内地を先きにするに藉て。目下一日を緩ふす可からざるの朝鮮問罪使節派出の事を拒阻したるもの。其意果して那邊に本づくもの耶。岩公曾て欽命を奉じて歐米各國を巡回し。其間使節を辱め。輕侮を受くる鮮なからず。因て歸朝後官制改革等の如き。目前の變革を舉行し。以て人目を眩惑し。姑く歐米回歴中の失措を掩はんと擬したるに過ぎず。何ぞ國家を輕んじ而して私を遂るの最も太甚しきや。故に副島種臣板垣退助等の民選議院の建白を上つるや。冒頭明記して曰く。臣等伏て方今政權の歸する所以を察するに。上王室に在らず。下人民に在らず。而して獨り有司に歸すと。是れ豈漠然論過する

者ならんや。正に確然として其據有する所あるを以てなり。然れば則ち有司強借政を專にする。是に於てか著然たり。明治十年 主上西京に行在せらるゝに方り。高知縣片岡健吉其縣立立志社總代として行在所に出頭し。民選議院可興之建白書を上るや。君側之を斥けて曰く。本書の主旨は民選議院興すべし云々にあり。然るに民選議院の事は。陛下に於ても深き思召あり。且つ此書中には不都合の廉々鮮からざれば。本書却下するものなりと。片岡氏問ふ。此書は全く 皇帝陛下に上りたるものなり。然るに 陛下に於て深き思召ありと云はるゝが如きは。此書一たび 御覽に達して然して後返却せらるゝ御言葉とも思はれず。誠に中間よりして之を返却せらるゝが如きは。拙者の本意にあらず。今其 陛下にも深き思召ありとの詞は。實に 皇帝陛下より發せられたるものか。蓋し内閣官吏よりして發せられたる者にはあらざるかと。吏曰く 陛下と内閣とは一體なりと。此の如きの間に對して而して

陛下と内閣とは一體なりと云ふ。是れ 陛下は即ち大臣參議なり。大臣參議は即ち 陛下なりと曰ふに異ならず。何ぞ其れ太だ暴慢なる事や。明治十三年河野廣中、片岡健吉兩人が。日本全國々會願望者の總代九十七名の委員と爲り。大政官に出頭して。其題望書を 皇帝陛下に捧呈するや。太政官之を斥けて曰く。人民斯の如きの請願を爲すの權利なしと。噫夫れ此等請願を爲すの權利は。未だ 皇上の斯民に削り玉はざる所なり。而して有司獨り斷じて曰く。人民其權あることなしと。是れも亦僭越惟れ極りて。又且つ民意を蔽するの甚しからずや。

夫れ我 皇上は即位の元年。首として五ヶ條の誓文を發し。廣く會議を興し萬機公論に決するの主旨を明示し。之を天地神祇に祈誓す。國會政治の昔日の 聖旨たるや明矣。明治八年 皇上又詔して曰く。漸次に國家立憲の政禮を立て。汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲すと。皇上の聖意豈夫れ一日も迷か

に惟た立憲政體の成らんことを希望せざるものあらんや。然るに國會を願望することは實に全國の公論にして。輿僿皂隸だも亦且つ之を願はんとす。國會可興の時機既に切迫するにあらずや。而して有司猶且つ 皇上の聰明を遮り、輔佐殆んど輔佐たらず。遂に明治二十三年を期し。議員を召し。國會を開くの 詔を出し給はしむ。則ち實に 皇上を罔し聖徳を蔑すの大罪魁に非らずして何ぞや。是れ之を藩閥有司朝權を擅にし。聯立内閣詔勅を矯むると特筆大書するも。亦過ぎたるにあらざるなり。

夫れ我人民の國會開設を願望することは。明治六年。副島、後藤、板垣、江藤、由利等の諸氏が民選議院可興を建白して以還。十年片岡健吉が立志社總代として亦た民選議院を西京行在所に建白し。十三年の頃岡山、福岡を初めとし。各縣各地各々國會の請願建白を爲し。同年四月。河野廣中、片岡健吉の兩人が全國數十萬の總代九十七名の委員と爲りて。請願書を上りたるが如き。誠に其道

を盡したるものと謂ふべし。而して政府は則ち之を容れざるのみならず。人民 皇上に奉つるの書面の如き。會て一度も之を奏することを爲さず。噫今日の政府の公議輿論を抵排するも亦甚しからずや。夫れ今日の政府は明治六年を以て藩閥有司專政たることを顯はして以來。益々威福を擅にせんと欲し。隨て天下の議論を忌憚し。八年に新聞紙條例及び讒謗律を設けて。強く人口を箝制し。十六年四月十六日布告を以て益々其法を嚴猛にし。國內結社會合の事漸く行はれ。政談演說少く盛んなるを見るや輒ち集會條例を頒布して之を遏抑し。其罰を設くこと亦甚だ酷矣。夫れ此新聞紙條例集會條例の如きは實に天下人民の集會結社言論の三大自由を抑制するの最も大なるものにして。天下萬人舌根を拔去るに異ならざるなり。天下萬人を雙啞と爲らしむるに異ならざるなり。天下萬人を死人たらしむるに異ならざるなり。夫れ安的尼は西塞の舌を抜く。萬人の舌を抜くに至りては則

ち未矣。秦皇は咸陽の書生に抗にす。萬人を死物ならしむるに至りては則ち未矣。則ち新聞條例集會條例に至りては。誠に古今萬國の虐法を集め。而して之を大成したりと謂ふべし。況や出版條例も亦近日に至りて愈々嚴密を加ふるに於てをや。然り而して政府は猶未だ足れりとせず。人民動もすれば輒ち皇に向て愁訴嘆願するの事あるを見る。則ち請願條例を布き。復た人をして愁訴嘆願する事さへも得ざらしむ。而して恣睢是れ逞うし。國家を誤つて而して顧みず。人民を殃して而して恤へず。其れ何ぞ殘虐の太甚しくして民權を抑壓するの酷なるや。

我 皇上明治八年四月の詔書に曰く
朕今誓文の意を擴充し。茲に元老院を設け以て立法の源を廣め。大審院を置き以て審判の權を鞏くし云々と。元老院一たび設け而して漸くに其權限を縮殺し。少しく正義の士あれば則ち恣に之を遠け。若くは之を欺き。若くは之

を誑かし。幾んど至らざることなし。立法の源を廣めんと云ふ者果して何くにかある。況んや府縣會の如きも亦益々其權限を削減するに於てをや。大審院の如きに至りては門に其標を打掲する爾。其實は則ち司法卿に隸し。而して司法卿は則ち内閣に隸し。内閣自から動かして輒ち司法卿を左右す。是れ其例たる固より尠なしと爲さず。而して林包明の裁判の如き其證の最も確然たるものなり。左方に掲ぐる所則ち是矣。

高知縣士族林包明儀。去月十五日群馬縣下前橋本町料理店止宿の節。巡查に對し侮辱を加へたる事件既に告訴に及び。現今東京輕罪裁判所に移し審判中に有之に就き。別紙の通り該縣より申出の赴有之候。抑も警察官吏なる者。常に人寄席飲食店其他の場所を巡案し。旅館宿泊人を視察し。或は時宜に依り宿泊人に直接諮問を爲す等の事は其職務を執行するものとす。然るに本件林包明が所爲は刑法第三百三十九條及び第四百四十一條を犯したるも

のと思考候條。充分事實審明相當の處斷有之度。右等は將來警察權力に關する儀に付き、豫め該裁判所へ御内訓相成候様此段及御照會也。

明治十五年九月廿日

内務卿山田顯義代理

大藏卿 松方正義

司法卿 大木喬任殿

嗟呼裁判權の獨立せざるもの其れ此の如し。今日固より刑法治罪罪のあるあり。法律に正條なき者は。何等の行爲と雖も之を罰するを得ず。而して政府の憎む所。牽強其罪に斷じ。附會其律に擬し。怒れば罪あり。喜べば賞あり。憎みて之を罰せんとす。證と爲らざるあるも。以て證とするに足れりとし。愛して之を護せんとす。證の明かなる者を以て證とするに足らずとす。則ち法律に正條なき者を罰せずと云ふものも亦畢竟泡沫耳。

政府は累りに税歛を重くし。人民を侵漁して止まず。明治十三年の九月に於ては、曾て清酒一石に付金一圓の酒税法たりしものを革めて。造石税一石に付金二圓と爲し。而して酒造家の之に堪る能はずして。大に減税を嘆願するも亦少しも顧みず。反て十五年の十二月を以て更に其税率を増加し。營業者倒るゝに及んで恤ふる事を知らず。政府人民を保護するの實果して何くにかある。

十五年十月に於ては。賣藥印紙税を制定して頗る其の課税を嚴にし。又其の十五年の十二月に於ては。單に酒造税則を改正するのみならず。曾て明治八年十月を以て布告したる煙草税則を改定して。同じく其税額を加へ。又米商會所并に株式取引所仲買人納税規則を制定し。以て大に其課税を嚴にし。十七年五月に至りては。證券印紙規則を改正し。大に其課税を密にし。十四年二月に於ては。地租徵收期限を改定して頗る其期限を急にし。其他地方税に

於ては凡て地方税は地租五分一以内と云ふ制限なりしに。十三年十一月を以て。之を地租三分一以内と改定し。一に惟た其税金の益々加はらんことを欲し。検査吏人の家に來りて猥りに家内を按檢し。收税官人を催ふして頻りに税を徴す。此の如くにして人民豈能く其業に安んじ其生を聊んするを得んや。而して其能く納税に堪へざるもの。則ち命じて公賣處分に就かしめ。屋を拆き桑を伐り。父子保たず兄弟離散し。或は溝壑に陥り。或は餓死するも亦恤へず。孔聖言へるあり。苛政猛於虎也と。今日の日本政府たるもの即ち是矣。吁夫れ山の虎には一婦人其舅と其夫と其子とを失へり。我民にして政府の租税に死することは。其多きこと果して幾何ぞや。然して政府官吏は猛然として元々が粒々辛苦を一攫し。黔首の膏血を漁し。以て其朱門を潤耀し。施々として滿る色あり。然して其未だ必ず之に止まらざるなり。政府人民に向ふて猛然其膏血を侵漁することは即ち信に此の如く。而して堂々日本全國の良

民に徴したる租税。既已に政府の局中に入る。即ち官吏各々之を己れの寵商に貸與し。明治十四年十二月十四日調にして。政府より銀行會社及び人民へ貸付金。其大藏省検査院の検査を経たる者のみの金額一千八百七十五萬千二百九十三圓九十五錢四厘なりとす。或は無利息とし。或は極めて低利とし。還納の期も亦頗る緩矣。此に至りて之を論ずれば。元々の粒々辛苦と膏血とは。雷に高官者流の朱門を潤耀する而已ならず。亦政府寵商の驕と爲り。顯官愛妓の飾りと爲り。相場の資と爲り。酣歌の費と爲り。底止する所を知らず。是れ豈に堂々日本全國の良民を以て。寵商愛妓の犠牲に供するものに非ずや。噫其天下を辱め。其人民を輕んず。何ぞ此極に至るや。政府は明治六年七月廿八日太政官布告第二百七十二號地租改正條例を頒布するや。其第六章に註して曰く。従前地租の儀は自ら物品の税家屋の税等。混淆致し居候に付き。改正に當りては判然區別し。地租は則ち地價の百分の一にも可相定の處。未

だ物品等の諸税目興らざるに依り。先以て地價百分の三税額に相定め候へ共。向後茶煙草林木其他の物品税追々發行相成。歳入相増し。其收入の額二百萬圓以上に至り候節は。地租改正相成候土地に限り。其地租右新税の増額を割合。地租は終に百分の一に相成候迄漸次減少可致事と。其後十年五厘の減租ありと雖も。彼物品税は漸く増進し。則ち十六年豫算表を參するに。其酒造税烟草税北海道物産税船税度量衡税車税賣藥税の七項のみを抽象するも。猶全計して一千九百八十一萬七千五百十一圓なりとす。其二百萬圓を超過する事。實に一千七百八十一萬七千五百十一圓なり。而して人民之に據て地租の減額を請願建白す。亦所謂地租改正條例第六章のあるを知らざるが如く。請願に對しては嘗て之を受けず。建白に對しては馬耳東風の如く然り。明治十七年三月十五日に至るに及んでや。更に地租條例を制定し。而して明治六年布告の地租改正條例を廢止し。其第一條地租百分の二個半を以て一年の定率

とすることを記載し。前條例第六章の如きもの。新條中嘗て見ることなし。則ち政府は特に前條例の第六章を廢止することを明言せずして、而して全然之を破毀し。敢て斯民に向て大に約束を變壞したり。吁其國民を詐る。何ぞ其太甚しきや。

政府は明治六年に於て自ら有司專政たることを明記し。爾來頗る天下正義の士を猜忌し。民間正義にして且つ有力なるの士あるを以て。己れ自から枕を高くして安眠すべからずと爲し。百方術を盡して之を除かんと擬し。晁錯山東の諸侯に施したるの故智を踏襲して之を關西の各土に試み。凡そ政府が自から憚る所の者は。故らに挑起して巧みに術中に擠れ。乃ち叫んで曰く。反跡顯然たりと。大に兵を出して之を討じ。兵若し足らざれば則ち之を國家に増集し。金若し之に乏しければ則ち紙幣を増發し。專擅是れ逞うして大に其勢力を整齊し。因て其敵を滅して以爲く。不逞の徒比りに平ぐと。知らず大

に忠良の士を失ひ。國力茲に衰退することを。則ち前原一誠、西郷隆盛等に施す所此一轍に出でたりき。故に西南の既に戡定するや。政府忌憚する所板垣退助より超えたるはなし。是に於て百方之を除かんことを謀略し。亦之を挑起して速に土佐民權の根本を剷絶せんことを企畫したりき。噫是れ國家を重んずるの道と謂ふべき耶。何ぞ其私を遂げ奸を逞うするに汲々たることや。夫れ眞に王室を重んじ國家を慮れば。則ち務めて天下有爲の士を敬し。之をして身心を邦國に致さしむるの本を正さざるべからず。所謂天下有爲の士は洵に天下の綱常を扶植し。國家の命脈を提繫するの元基にして。國光を宣布し偉業を創始するの生力なればなり。然して政府は只其私心邪謀を逞うせんが爲めにして。頻りに天下有力の士を猜忌し。巧みに挑起して敢て政府に向て兵を擧げしめ。其事果して行はるれば則ち叛跡顯然を名として之を討滅し。若し其捷を奏するに及んで。其兵凱歌を唱ひて歸營す。曾て人民の怨言は凱

歌の歡聲に礙げられて聞えず。國家の疲弊は勝利の喜色に蔽はれて見はれざることを思はざるなり。是れ豈に國力を滅殺し元氣を削滅し。隨て邦國の獨立を危うする所以にあらずや。誠に此の如くにして而して止まずんば。天下愈々衰弊し。外侮頻りに累至し。國權遂に失墜し。堂々日本帝國は制を虎狼も管ならざるの國に受くるに臻らん。豈痛憤せざるを得んや。政府が外交を誤まり國辱を招くも亦大なる者あり焉。夫れ千島は我有なり。樺太は我有なり。二者の版圖は俱に我に屬せり。而して政府其一を露國に與へて曰く。千島交換と。何の交換たる事のあらんや。懼れて之を與へたる耳。吁此事の如き管に外交を誤るのみならず。隨て天下の耳目を詐るの大なるものなり。明治六年。朝鮮愈々無禮を我に加ふるに及んで。速に問罪の使節を發せざるべからざるに當りてや。言を他事に託して之を果さず。却て禽獸に等しき臺灣蠻民を遠征し。人を殺し財を糜す。測るべからず。其末辨理大里を清國に派遣し。

一個外國臣民の調成を待ち。終に五十萬鎰の償金を收め、蕃地は則ち我の有と爲らず。吁朝鮮は坤輿の一國なり。政府あり法律あり。而して臺灣は一個の蠻島地固より政府ありて以て國家を成すものにあらず。而して朝鮮の我に無禮を加ふるは。是れ其朝鮮國家の我日本國家に對するの關係なり。臺灣の事に至りては。唯々其山野の蠻民が偶々我國數名の漂流人を虐殺したるに過ぎず。曾て國家と國家との關係あらざるなり。其輕重言ふを俟たずして明矣。然して政府の之を措する誠に此の如し。是れ之を大事を誤ると謂はずして何ぞや。十五年朝鮮亂民暴起して我公使館を焚燬するや。政府其罪を問はざるにあらず。而して清兵故なきに朝鮮に來り。朝鮮が清國の屬邦たる事を明記して之を京城に貼紙掲標し。馬建忠。大院君を掌上に欺弄して。之れを本國に騙し歸るに及んで。清國。日本の訂盟國を辱かしむるの極に達したり。而して政府一回の詰問を清國に試むる能はず。唯り悔りを清國に速くのみならず。

笑を天下萬世に來し。大に後世歴史の汚點を造出するに至れり。豈誠に切齒に堪ふべけん哉。

其れ如斯矣日本政府の大罪。(一)に曰く。朝權を僭竊し。國家を擅私す。(二)に曰く。民意を雍塞し忠言を杜絶す。(三)に曰く。皇室を輕侮し。聖徳に違背す。(四)に曰く。公議を擯斥し。輿論を抵排す。(五)に曰く。民意を抑壓し。自由を束縛す。(六)に曰く。立法權を縮殺し。司法權を紊亂す。(七)に曰く。苛税を絞取し。民人を侵漁す。(八)に曰く。約束を變壞し。國民を欺騙す。(九)に曰く。正人を猜忌し。國力を滅殺す。(十)に曰く。外交を誤錯し。國辱を招致す。是れなり。

然して且つ此政府を組織するの官吏を問へば。或は政府と與に其兄を殺して。而して儼然として其兄を殺したる政府に仕へ。或は其妻を暴殺し。或は通貨を贋造し。或は己れが忌憚する所の警視官を毒殺し。其他賄賂を貪り賭博を

營み。處女を姦し。妓を孕まし。道德地を拂ひ品行獸の如し。堂々日本帝國を穢すの太甚しきにあらずや。而して政府は以上の十大罪惡を遂げんと欲して。更に警察を嚴にし。憲兵を増し。大に徵兵令を密にして。頻りに兵備を盛んにし。且其兵備を盛んにするは、口を外患を禦ぐに藉りて自ら欺き人を欺き。其實只一に己れの藩閥有司專制を保持し。永く其地位を衛るの一主點に用ふる耳。何ぞ暴慢邪惡の太だ極れるや。然れ共政府にして兵備を盛んにすること此の如くなれば。則ち隨て租税を斯民に増さゝること能はず。是に於てか兵を盛んにして而して租税を増し。租税を増て而して兵を盛んにし。且つ其兵を訓誡して頗る專制政府の爪牙とし。遂に國家の人民を攫取して諸れを兵團周匝の裡に投じて益々其軍團を厚うして止まず。眞に斯民を釜中の魚となし。而して之が恣睢を遂げ暴横至らざることなし。何ぞ其殘虐の極に達せるや。噫是れ桀紂の未ば行はざる所なり。幽厲のまだ行はざる所なり。秦皇

の未だ爲さざる所なり。漢武のまだ爲さざる所なり。ネロ、シーザーの未だ學ばざる所なり。チャールズ、ルイの未だ敢てせざる所なり。彼ジョルジ王の時に方り英廷の米利堅を虐制するも亦未だ此極に達したるにはあらざるなり。彼李斯、王安石、嚴嵩、韓侂胄の曹も亦地下に在て。其遠く及ばざることを鳴らさんとす。噫嘻是れ天下の第一賊魁。誠に國を誤り民を殃するの最にあらずや。我國三千有餘萬の士は。猶此怪物の叢に向うて租税を納め。其鞭撻を受け。其驅使に就き。而して諾々として其害毒の犠牲に甘んずるか。嗚呼我三千有餘萬の士は。堂々日本帝國の良民にあらずや。吾輩が諸君と相生養して以て斯國を愛し。以て斯國の命脈を提繫するものは、我皇上の尊榮と我民人の幸福とを盛んにせんことを欲するが爲めにあらずや。而して吾々今日の遭際たる誠に此の如し。何等の恥辱ぞ。何等の恥辱ぞ。然らば則ち我國三千有餘萬の士は最も奮て速に斯政府を革め。以て斯國を正さざるべからざるなり。起てよ

同胞諸君。奮へや同胞諸君。進んで革命の義舉を取り。速に賊魁を誅戮せよ。檄して諸君に告ること爾矣。

然し右の檄文は遂に頒布しなかつた。それは其年の九月に爆發した加波山の暴動を初め、群馬、埼玉と暴動が續いた上に、遠州の敷知郡及び三州設楽郡新城地方の人民にも不穩の模様があつて、若い志士の神經に、政府政を失ひて、天怒り、人叛いて、政府は今にも瓦解する様に響いたので、檄文を頒布するといふ様な手段を採る必要がないと思つたからであつた。

いよく爆發

十七年の十一月八日。村松、川澄、八木の三人及び江川甚太郎が公道協會に會集の結果、いよく爆發する事になつた。左様なると、件の檄文は、結末の方を修正して、擧兵の主意書とした。又た旗章と、左の意味の軍令を定めた。

我黨は深く暴行劫掠を戒め、厚く軍令を守り、老幼婦女を愛撫し、貧民病者を救恤

し、敢て危害を加ふる事なく、民心を靖んせよ。然と雖も、我黨の最も仇敵たる、壓制殘虐の政府と、大罪賊魁官吏に向は、毫も情を籍すなく、奮然として虎の怒るが如く、獅子の狂ふが如く、突進勇戦、斃れても猶止まざるの剛膽勇氣を振起し、一日も早く壓制政府を顛覆し、賊魁官吏を誅戮し、凱歌を奏せよ。

其所で村松は、三河の同志を纏める爲めに、豊橋三原間を奔走し、川澄、櫻井の二人は、信州の同志を纏める事になつて、櫻井は信州北部に行き、川澄は遠山に赴いた。二人は發するに臨んで、日を期して愛國社に歸つて、最後の協議をすると云ふ約束をした。

川澄は語るらく、私は十二月二日の夜、遠山から愛國社へ歸つたが、みちよく爆發の日の事を想像して、白い額に血を浴びて奮闘する自分の姿を眼前に浮べて見ました。二十四歳の血氣盛りであるし、それに民權熱に浮れて居た頃だから、死の苦痛などは、少も思はなかつたのです。川澄が社へ歸つて見ると、櫻井は未だ歸つて

居ない。乃でゆるく櫻井を待つ事にして、其夜は小沙周次郎と枕を並べて寝たが、其夜の内に陰謀が発覺した。

陰謀露顯

翌朝、未だ川澄が寢床に居る内に、二十餘名の警官は、愛國社の四方を犇々と包圍した。蟻の這出る隙間もない様にして、川澄小沙の二人を寢床の中から拘引した。越へて五日、名古屋の公道協會で、村松八木が逮捕せられた。其他江川甚太郎、櫻井平吉、中島助四郎、伊藤平四郎、村雨案山子、遊佐發、鈴木滋、石塚重平、龍野周一郎、遠山八郎、米山房太郎、翠川鐵三など云ふ同志も、盡く拘引せられて、松本輕罪裁判所で、豫審の取調を受けた。其時政府の有司は、舉兵の主意書を見て、かゝる文章は村松如き青年輩の草する所でない。是れ必らず民權大家の筆であると云つて、非常に詮議をしたが、村松は他迄自分の文章と云ひ張つたので、當時は村松の文章とせられて

居た。豫審後飯田重罪裁判所に移されて、公判の結果、十八年十月二十七日、内亂陰謀罪人臈匿の科に處斷せられて、村松は輕禁獄十年、八木と川澄は同じく輕禁獄六年、櫻井は輕禁錮三年六ヶ月、江川は輕禁錮一年六ヶ月に處すといふ宣告があつて、それ／＼服役した。村松、川澄、八木の三人は、小菅集治監に送られて、其所で服役する事になつた。

大赦後の川澄

憲法發布の時になつて、三人は大赦に遭ふた。川澄は入監中、静岡事件の奥宮健之に逢ふた。奥宮は、樺戸の監獄に護送せられる路で、小菅假留監に一年ばかり居たが、病氣になつて、病室へ移された。川澄も丁度病氣になつて、病室へ這入つたので、其所で奥宮に逢ふ事が出来た。出獄後の川澄は、最初東參自由黨の幹事を遣つて居た。彼は數學が得意で、元三河の信城にあつた廣瀬塾で數學を研究して、其所

の塾頭も遣つて居た事があるので、幹事なんかには適任であつた。然しそれには満足が出来ないので、明治二十七年、南洋の探検を思立つた。尾州智太郡で帆前船を手に入れて、日比平七と云ふ男を船長に雇ひ、乗組員十七人を連れて、先づカロライン及びアリヤナ群島へ行つて、椰子貿易を遣りながら、傍ら殖民地を見付ける事にした。

其時は丁度日清戦争前で、横濱を出帆する時に、金玉均が殺されたと云ふ事を聞いたが、それから三ケ年も歸らなかつたから、日清戦争は知らなかつた。

船は東海丸と云つて、百二十噸ばかりしかなく、小船であつた。大海の廣さに比べると、芥子粒の太さにも足りない帆前船で、見渡す限り水と蒼空とが一所になつて、船の外には、舳先を掠めて飛ぶ信天翁ばかりの海上を行く事だから、随分危険な目にも逢つたが、それでも三十日ばかりすると、スペイン領のカロライン群島中のトラック島へ着いた。

川澄は其所に、廿七、八、九の三ケ年を過した。殖民地探検は失敗に終つたが、椰子貿易は好況であつた。其時後から遣つて來た日本人の一人、赤岡四郎三郎と云ふのが、土人の爲めに殺されたので、川澄はそれを國際問題にする積りで、東京へ歸つたが、歸つて見ると目論んで居た其年の議會は、最う一月しかなかつたので、議會に提出する事は出来なかつた。それでも四方を奔走して、問題にしかけた所で、忽ちスペインと米國とが戦端を開いた其結果、トラック島は、米領となつた。従つて川澄の奔走も水泡に歸したので、彼は、再政界の人となつて、東參憲政黨支部の幹事をし居たが、憲政黨が政友會となると一所に、斷然と政界を去つた。

三十三年になつて、水谷新六と謀つてブラタス嶋を探検する事にして、水谷所有の的矢丸で出かけた。目的は、同島に集つて居る信天翁の糞を採集するのにあつたが、其望ははづれた。同島は、渺たる一珊瑚島で、上陸して見ると、荒涼とした海岸に難破船の龍骨らしいものが、散ばつて居るばかりで、信天翁らしいものは、一羽も

見えなかつた。歸途は、非常の暴風に遭ふて、マニラに漂着し、マニラから臺灣へ渡つて、其所で少時遊んで三十八年に内地へ歸つた。

内地へ歸ると、東京へ出て、牛込柳町の焼餅阪で、天下まはり餅と云ふ餅屋を初めた。然しそれは思はしく行かないので、前記の小柳町へ移つた。川澄曰く「天下まはり餅で成功したら、一つ河野廣中君に額を書いて貰ふ積りであつたが、何うも思はしくなかつたので、此所へ移轉して、今の商賣をはじめたんですが、最う四年になります。」



名古屋事件と奥宮健之氏

奥宮健之は、當年の自由黨中、少壯論客として錚々たるものであつた。老來意氣まだ銷せず、今や拮据として、萬國社會黨運動史を譯述しつゝある、其小石川水道端町の僑居の狭い書齋の椽先に据えた籠の裡には、五六羽の金雀が、暖な日の光を浴びて、チ、と啼いて居る。肥滿つて背の高い、安政三年十一月の生れで、今歳五十二になる體をゆつたりと構へて、額の寬い、頬の肉付の豊かな顔には、心持ち毗の下つた茶色の眼が、やはらかな光を放つて居た。

氏の口より語れる其半生は、次の如くである。

立志社時代

奥宮は、高知縣土佐郡布師田村の人である。由來土佐人には、二種の型があつて

大小強弱の差こそあるが、土佐人の多くは、其型にはめて區別する事が出来る。一つは板垣伯の如き、潔癖で、狷介で、悪く云へば、狹隘な、それで猛烈な熱情を持った烈士型で、其一には、故後藤伯の如き、放縱で、濶達で、清濁併せ呑む、悪く云へば、老獺な梟雄型である。奥宮は較々後者に近い人物で、陰謀反亂の黒幕には、誂へ向きに出来て居る。

父は、造齋號を慥々齋と云つて、佐藤一齋の高足で、土佐第一流の陽明學者で、それで藩主山内容堂公の侍講であつた。で奥宮は、小さい時から日本外史、靖献遺言の類を叩き込まれた。それが猛烈な自由民權の傳道者となつたに就いては、彼自ら語つて曰く、「十一二の頃から東京へ出て、英語を修め、土佐へ立志社が出来ると、又土佐へ歸つて、ミルの代議政体論だの、自由の理だの、スペンサーの社會學だの、ギゾーの文明史、バツクルの文明史、それから佛蘭西革命史など云ふものを讀んだものだから、それに化せられたと見える」と、大石正巳、尾崎行雄、犬養毅、元田肇、栗原亮一等は

立志社で机を並べた同窓で、其教師には、門野幾之進、城太郎など云ふ人々が居た。

自由黨に加盟す

明治十四年、奥宮は、加藤高明、小川箒吉、江南香夫と一所に三菱會社に入つて、初志は實業界に驥足を伸さうといふのであつたが、其歳の七月、見學を兼ねて北海道に行つた時、恰も彼開拓使官有物拂下事件が起つた、茲に壓制改革、民權と漫然と叫んで居た自由黨員は、はからず政府攻撃の具体的好材料を得たのである、所在奮起して政府の所置を痛く攻撃し始めた。血氣な奥宮も如何でか、默視する事が出来やう到る處の志士政客と訂交して政府反對の氣焔を揚げんとした、會社の方でも、一行の性格を知つて居るので、我が社員は、一切政治に係るべからず。」と云ふ電命を下し、續いて歸京を命じた。

然るに九月十一日に至つて、二十三年を期して國會を開設すべしと云ふ詔勅が

出て十月には自由黨が組織せられた。奥宮も三菱を退いて、これに加盟し、其十二月黨の爲めに初めて遊説の途に上つた。奥宮語つて曰ふ。「其時分は、上野の黒門町の素人屋に下宿して居たが、一日大石正巳が遣つて来て、遊説に行つて呉れと云ふので、翌朝出發して宇都宮へ行つて、板垣に逢ひ、それから竹内に逢つて、紹介状を貰つて福島に行つて、其時河野に逢つた。それから米澤山形を遊説して再び福島に歸つて、今度は其附近を遊説して、翌年の春東京に歸つた。」

革命旗の引幕

翌十五年、奥宮は、馬場辰猪、大石正巳、西村玄道、佐伯剛平等と共に、東京府下に國友會を組織して、盛んに政談演説を開いた。當時他に沼間守一、島田三郎、肥塚龍等は、嚶鳴社。矢野文雄、藤田茂吉、小野梓等は、議政會を組織して、競つて政治思想の幼稚な人民を導いて、自由民權の思想を鼓吹するに力めた。此形勢を觀て政府は迫害

を、彼等の頭上に加へた。各種の箝束の名目の名の下に、演説の禁止、禁足、拘引、禁錮、退去の災厄に罹るものが陸續として相踵いだ。奥宮も淺草井生村樓の演説によつて、府下に於ける演説權を奪はれた。「其方儀、自今東京府下に於て政治に關する事項を講談論議するを禁ず。」これが其時の告知書である。

演説を禁止せられたとて、其儘に沈黙が守り得る者でない、乃で奥宮は、講談師となつて其鬱勃の氣を吐く積りで、當時日本橋區葎町にあつた自由亭と云ふ寄席へ交渉した。寄席の主人は、大の自由黨最負で、寄席の名にさへ自由の名を冠した程であるから、其交渉は直に纏つて、通俗自由講談と云ふ名目で、清佛戰爭を講ずる事となつたが、さて高座に上つて、講釋にかゝつて見ると、心が其所にないから、話は何時の間にか政談へ飛んで了ふ。張扇を大刀の如く揮つて、得意の政府攻撃を遣つたので、それも二日目に、禁止せられ。久松町の警察に呼ばれて、遠足を禁じられた。其様な事には頓着しない、奥宮は、其晩平氣で吉原へ繰込んだ、翌朝馴染の引手茶

屋で飲んで居ると、自由亭の主人が来て、裁判所から呼びに来たと云ふ、乃で歸つて裁判所に出頭すると、集會條例違反と云ふ名の下に其場から拘引せられて、一箇月半の輕禁錮に處せられた。

刑期が満ちて、出獄する、今度は公然と講談師の鑑札を取つて、講談を遣る事にした。號を先醒堂覺明とつけて、例の自由亭はじめ其他二三の寄席へかゝつたが、今度は最初に鑑みて、つとめて露骨な政府攻撃を避けて、佛蘭西革命とか、經國美談とかの話をした。然し講談の目的が目的であるので、時々危険千萬な文句を口にして、自分ながらハツと驚くやうな事があつた。講談は酷く人氣に投じて、客は毎晩の大入である。新橋藝者の一人が、匿名で引幕を贈つてくれたが、それは革命の席旗を染抜いたもので、其旗の左右の肩に、血潮の滴る生首が一個宛書いて在つて。そして此旗を縛りつけた竿が竹槍を象つた、今茲から切たての様に眞青の竹であつた。此少壯民権家の得意想ふべしである。一ヶ月ばかりすると、又た此も嚴禁

せられて、先醒堂覺明をかけて居た寄席は、皆營業を停止せられ、中でも自由亭の主人は、三ヶ月の禁錮に處せられた。

車會黨運動

演説を禁止せられ、講談を禁止せられて、言論を以て其主義を發表するの途を失つた奥宮は、自然の結果として、實行に走つた。何事を問はず、凡そ人心を激昂せしめ、社會の動亂を招致すべき事件が起れば、直ちに其中に飛込んで、革命の端を啓かうとした。

恰かも其の時である、東京馬車鐵道が敷設になつて、業を失つた車夫の一團が會社を怨望してゐる。奥宮はそれに眼をつけた。馬車鐵道廢止運動に托して、車夫を煽動せうとした。車夫の二百人や三百人、乃至二三千あつた所で、革命なんかの出来るものでないと云ふ事は、奥宮も知らぬではないが、政府の壓迫に激して、半ば

捨鉢の氣味であつたのだ。奥宮は其當時の心事を語つて曰ふ。「其時は最う捨鉢になつて、何にでもブツつかつたものだ。丁度露西亞の虛無黨さ。」

其時駿河臺の紅梅町に、チビ龜本名を三浦龜吉と云ふ車夫の取締が居た、元と竹内綱の車夫で、車夫に似合はず奇骨がある上に、幾分か政治上の事も分つて居て、自由黨最負であつた。ある日奥宮は、櫻田百々恵と相携へて三浦を訪ふた、車夫の示威運動を相談すると、三浦は一も二もなく賛成した。乃で先づ車夫を神田の明神山へ嘯集する手筈を定めた。部下の壯士、雨森益美等を車夫に扮せしめ、車夫嘯集のチラシを持つて、南は品川から、北は千住へかけて、全東京中へ配布さした。チラシの文句は、集つたものには、いくらでも酒を飲ませると云ふのであつた。

其日に至ると、三百餘名の車夫が明神山に集つて來た、菰冠の鏡を抜いて、枇杓を添へ、肴には錫を渡して、自由に鯨飲するに任せた。奥宮の打扮は腹掛の上に紋付羽織を着し、酒徳利を片手に持つて、空樽の上に衝立ち上つた。ほてる咽喉を徳利

の酒に濡しながら、馬車を作るは勝手であるが、天下の公道に線路をつけて、一定の場所を獨占するのは不都合である、我々は同盟して、會社に向つて、線路を廢止させねばならぬ。と云ふ意味の悲憤な演説をやる。終つて車夫の同盟を作つて、其名を車會黨とつけた。讀賣新聞は、それを翌日の新聞に報道したが、故意に事實を捏造して、昨日馬車鐵道反對の大會があると云ふので、行つて見ると、何の事だ、車夫等は馬車鐵道から酒を貰つて飲んで居た。」と書いたので、雨森は大に怒り、一挺の大釘抜を腰に挿んで、讀賣新聞へ吐鳴り込んだ。「昔から嘘を吐く奴は、舌を抜くと云ふから、記者の舌も抜いて遣る。」そして新聞の看板を引ッぱづして、叩き潰した。新聞社の方では、事實を調べて取消す事にして、漸つと治まつた。

奥宮は、第一回の車夫大會が好結果に終つたので、其機をはづさず、大に爲す所あらんとして、密に計畫をして居たが、ある夜、三浦雨森等を携へて、吉原へ行つた。其歸途、淺草田甫で、巡查の制するのを聽かずに、大聲に詩吟を遣つた。巡查が怒つて捉

へやうとすると、反對に虐めにかゝつた。巡查は呼子の笛を鳴らした。忽ち憲兵がバラ／＼と出て來た。一行は憲兵と格闘した結果、遂に捕縛せられて、淺草警察へ拘引せられ、翌朝鍛冶橋監獄に送られた。そして裁判の結果、酷寒最中を四ヶ月二十日の輕禁錮に處せられて、三浦と一所に石川島に送られた。

名古屋に留まる

奥宮は十六年の春に至つて出獄した。東京では最早何事も出來ないので、静岡濱松方面を例の經國美談や、佛蘭西革命の講談で、打て廻つたが、それでは如何にももどかしいので、鹿兒島にある三洲社に行つて、事を擧げる積りで、東京を立つ、名古屋の塚原九輪吉、祖父江道雄の二人は、愛知縣下屈指の自由黨で、且知人であつたから、愛知縣下の同士の消息を聞く積りで、二人を訪うた。

其當時愛知縣下の自由黨は、頗る旺盛を極めて居た。三河方面には、内藤魯一、澁

谷良平、村雨案山子、福岡精一、後藤主一郎、相馬改則、遊佐發等がある。田原方面には、村松愛藏、神谷磯吉、川澄徳次、八木重次、鈴木滋等があり。名古屋方面には、岡田利勝、祖父江道雄、久野幸太郎、塚原九輪吉、近藤壽太郎、大島卯吉、加藤豊成、莊林一正、荒川定英、國島博等があつて、相集つて、明治十三年の頃から、名古屋の長者町に公道協會と云ふを設けて、同地の青年に讀書と武術を講習して居たが、其目的は、一朝事あらん日に、それを率ひて蹶起せんが爲めである。それが十六年の春になつて、星亨が遊説に來て、暗に革命の機已に迫つて居るのを諷し。又た政府の間諜で、星に隨行して居た小勝俊吉が、其夜密に公道協會の有志を旅館へ招いて、今日となつては、最う非常の手常を取るより外に道がない。それには、軍用金が必要であるが、同志は皆多年の運動に家財を糜して居るから、同志から寄附を仰ぐ事は出來ない。で、どんな手段に訴へても好いから、金子を作らなくてはならぬ。と教唆したから、名古屋の自由黨は、この言葉に刺激せられて、非常の決心をかためた所へ、恰も奥宮が來

て薪に油を添へて火は彌々熾となつた。

舉兵の隱謀

奥宮は最初塚原や祖父江の囑により暫く名古屋に留まつて、公道協會の生徒に英語を教授することゝなつた。ある夜塚原、祖父江初め公道協會の有志五六人と會飲した。酒酣に耳熱した頃、其中の一人が奥宮に「高知縣人は人を煽動する許りで、自分たちは手を出した事がない」といふ。奥宮は「柔弱な名古屋人の口から此語を聞くのは案外だ。高知縣人が粗暴の舉に出でないのは、先輩の制止が嚴しいからだ。何時機さへあれば、何時でも起つさ。僕も其決心で三洲社へ行く途だが、高知縣人の事よりは、君等は何うだ。」最う準備に取りかゝつて居る。「其所で胸襟を披いて、初めて舉兵の相談になつた。先づ軍用金を作ると共に、傍ら名古屋鎮臺の兵士を手なづけて、内外呼應して鎮臺を乗取り、それから監獄を破つて、囚人を引出し

それ等を合せて、縣下を徇へ、各地の自由黨員の蜂起するのを待つて專制政府を顛覆すると云ふ計畫を議した。久野幸太郎は印刷屋だから紙幣の製造を遣り、土地の事情に精しい大島清、鈴木松五郎、富田勘兵衛等は、大金のあるらしい所を詮索して掠奪を行はうと云ふ手筈を決めた。

平田橋の慘劇

其歳の八月になつた。名古屋から三里ばかり離れた岐阜街道に沿うて豪家がある。と聞いたので、それを掠奪する事にした。然し白晝は無論遣れない。又た用心堅固の家だから、夜遅くも出來ない、それを無理に遣れば、四邊の農家へ知れて、村民に包圍せられる恐れがある。一等安全の謀は薄暮、未だ小門の締まらない内に、行暮れた旅人の風を裝ふて、小人數で這入込んで、不意に掠奪を行ふのが好いだらうと云ふ事になつて、奥宮をはじめ大島、鈴木、富田等十一人が、掠奪委員となつた。

其日は八月十一日で、朝からの雨であつた。委員の内の一人は、菰包にした短刀短銃、刀の類を持つて、一行に先だつて、目指す豪家の傍にある森の中で待つて居た。一行は、怪しまれない様に、或は一人、或は二人と分れ分れに、件の森へ赴いた。木の下で洋傘をさして、時刻の來るのを待ちながら、件の家を望むと遠らした白壁が岩の様に森のはづれから見える。雨はますます降頻つた。

やがて日は雨の中に暮れて、白壁の色も黄昏の闇に消えかゝつた。時こそ來たれと一同は菰包の中から各々得物を取出した。一人が先きに行つて偵察すると可憐早や小門は締つて居た。一行は足すりして悔んだが詮方がない、それでは明晩を期しやうと云ふ事になつたが、直ぐ歸る譯に行かない、其の儘雨の中に夜の更け行くを待つて、十二時頃になつて、はじめて森を出た。得物は各自の手に持つて居る。

雨を冒して一里はかり歸つて、平田橋と云ふ橋の袂にかゝると、路傍の人家の軒

下から一行を誰何したものがあつた。名古屋警察の警部が一人、巡査が二人、他の一人は刑事で、皆笠笠の打扮であつた。奥宮は眞先に歸つて居たが、急に後の方が騒がしい、サテはと思つて引返して行つて見ると、闇を破る劍の閃めき、格闘の眞最中である。奥宮は同士を助けて奮闘した。其三人を其場に殺した。一人は逃げ去つた。

陰謀の發覺

平田橋の警官殺し。名古屋市中の取沙汰は區々であつた、警察の方では、自由黨員に目星をつけたが、うっかり手出しは出來ないので、名古屋の自由黨員の中でも別けて過激の者の行動を探偵した。其結果、庄林一正と云ふ一度は山縣有朋を暗殺せうとした事もある劍客に嫌疑がかゝつた。で、奥宮等には何事もなかつたが、それが爲めに岐阜街道の掠奪は最う行ふことが出來なくなつた。

其内に九月となつた。十月には自由黨大會が大坂で開會になると云ふので、奥宮は塚原と一所に大坂へ行つた。其後で、大島、鈴木、富田の連中は、愛知郡大草村役場に、國稅が澤山集つて居ると聞いて、白晝刀を揮つて闖入した。村役場員を追拂い、金庫を引すり出して、現金を掠奪した。

然るに十月三日になつて、田原方面の自由黨員の陰謀が發覺したので、其嫌疑で、名古屋の自由黨二十餘名も、同時に捕縛せられた。大坂の會議が濟んで、奥宮より一足先に歸つた塚原も、又た拘引せられたが、奥宮は夢にもそれを知らない。群馬縣人伊賀我何人と、大和で有志を募る約束をしたが、名古屋方面の事情も切迫して居るので、大和の方は跡廻にして伊賀と一所に名古屋へ歸つた。そして道の傳手だから、近藤壽太郎を訪ふた。近藤は祖父江の實兄である。近藤は周章で、奥宮を離屋に連込んで、今歸つたら大變だ。同士は皆、昨日捕へられた。君が塚原に送つた手紙も押收されたから、警察では君を追躡して居るんだといふ。其所で奥宮は、夜

に紛れて名古屋を發して、再び大坂へ行つた。それは同地に滞在して居る同士に、名古屋の事變を告げん爲めである。路、四日市を経て、朝鮮の暴動を聞いた。

池の端の捕縛

奥宮は大坂に行つて、名古屋の事變を告げた後に、植木枝盛と廣島に行つて、同地の有志懇親會に臨み、岡山へ引返し、岡山から和歌山に行つて、到る處で遊説したが、警察の物色が厳しい上に、朝鮮の變報が莽りに聞へて、日本内地に志を得ざる志士の心を唆るので、意を決して伊賀と共に、海路東京に歸つた。其日は十二月三十一日であつた。

東京へ這入ると、伊賀と手を別つて、其當時、池の端に居た實兄の家へ着いた。旅装をも解かずに、即日直ぐに駿河臺の大石正巳を訪ふたが、留守だつたので、更に下谷練堀町の大井憲太郎を訪ふた。大井は家に居て大に喜んだ。「君は捕へられた

と聞いたが、猶だ無事であつたか。大井は更に朝鮮に對する陰謀を話して、甲州へ行つて、二三百人の壯士を集めてくれないか、といふ頼であつた。二人は杯を傾けて頻に朝鮮經營の計畫を談じて、夜の更くるのを知らなかつた。

明日を期して大井の家を出で、兄の家に歸ると、不意に三浦龜吉が來て、暫時對談して歸つた。明くれば、十八年正月元旦である。奥宮は宿醉を力めて起上り、顔を洗うとした所を、突然數名の巡查が飛込んだ。警視廳へ引致せられて、直ちに名古屋へ護送せられた。そして名古屋監獄に縛られたが、三年間も未決の儘であつた。それは事件が錯雜して居るのと、巨魁の一人富田勘兵衛が縛に就かなかつた爲であつた。

富田は同志の捕縛せられた時、名古屋を逃走して、東京出で、大井憲太郎や三浦龜吉に寄り。更に朝鮮事件に關係して、山本與七等と非常手段を行つたので、其時捕へられて名古屋に護送せられた。富田が捕へられると、名古屋事件の裁判も進行し

て、二十年五月には、名古屋重罪裁判所で公判があつた。富田勘兵衛、大島清、鈴木松五郎等は、巡查故殺強盜犯を以て死刑となり。奥宮、久野幸太郎、塚原九輪吉は、兵を擧げ、國事を改良するを名として、紙幣を假造し、及巡查殺害強盜教唆の罪を犯せりとあつて、奥宮は無期徒刑。久野塚原は重懲役各十五年。其他八九年乃至十一二年の處刑になつたものが二十餘名もあつた。

破獄未遂

最初奥宮が、名古屋の未決に縛がれて居る頃の事である。政府の方針は、自由黨員は、罪の輕重を問はず、皆死刑に處すると云ふ風説があつたので、奥宮はどうせ殺される位なら、破獄して外へ出て、暴れるだけ暴れて、其上で殺され様と決心した。で、何うかして破獄したいと、破獄の企に思を悩まして居た。するとある日、不圖破獄に關して意外な智識を得た。

其時奥宮は別監に一人收容されて居たので、監守の老人と心安くなつた。不圖氣が附て見ると、檻の柱が一本新らしい。何の氣なしに、「この柱は何故一本新らしいか」と聞くと、看守の老人が、「それには大變な話がある。」と云つて次の話をして聞かせた。

奥宮の前に收容してあつた強盜殺人の犯人が、どうして持つ居たのか一本の針で、件の柱を斬つて破獄せうとした。其方法は、夜、看守の懈るのを待て、件の針で先づ柱の一面を四角に切つて、それを薄紙の如く徐々と引剝がし、晝は飯粒で貼付け、夜は其下を針で穿つた。夕方看守が柱を叩いて廻る時には、背をそれに凭せて、長まつて居るので、柱は斬つてあつても、柱の音は遠はない。看守がうつかりして、大半柱が切れて了い相になる迄も氣付かなかつた。然るにある日、看守は怠屈の餘り、檻の前を行つたり來たりして、指先で柱を押して居ると、不思議に引込んだ柱がある。それが強盜が切つた柱だ、看守はじめて驚いて、強盜を他の室へ移したのであつた。

奥宮は此話を聞いて、はじめ破獄の光明を見出した。然し檻の外には、赤煉瓦の中凹になつた高壁が見えて居る。假令破獄をしても、壁の外へ逃出す事が出来ないと思つて、其時は逸る心を抑えて、時機の來るのを待つて居た。其内に普通の監房に移されて、澤山の囚人と一所に居る様になつた。奥宮の破獄熱は急に高まつて、先づ第一に破獄の道具を手に入れたと思つたが、それがなかく、手に入らない。針、釘、鐵片、それが數日間、奥宮の頭を往來した幻影であつた。

然るにある日、手紙を書く事になつて、檻を出されて手紙室へ這入つて見ると、戸口に半ば抜けかゝつた古釘があつた。奥宮は一眼見ると、急いで引抜いて見たが、手に持つて行くことが出來ない。其時手に腫物がして、黒い膏藥を貼つて居たので、其中へ挿し込んで、何喰はぬ顔で其室を出た。檻に這入る時、例によつて、素裸になつて、身體の検査をしたが、膏藥の中はあらためないので、釘は無事に檻の中へ持込んだ。其所で箸の片端へ其釘を縛付け、雪隠へ這入つて、糞受けの鐵の棒で、柱の

本の小石を搔寄せ、それを砥にして、其釘を研ぐと、尖が鑿の様に鋭くなつた。で夜々柱を切る事にして、破獄の同志を募つた。農夫で強盜犯を遣つた壯漢と、貨幣偽造犯を遣つた小商人が賛成した。囚人の取締になつて居る元村長で、官文書偽造を遣つた老人にも賛成を求めたが、それは應じないで、其代り黙つて居るから、好く氣を注げて遣れて云ふ注意があつた。

其所で奥宮は、一室のものが睡ると隅ツ子の方の柱を切り初めて、其切屑は、雪隠の中に捨てた。七日ばかりすると、柱も大半になつた、今晚は愈よ破獄と云ふ決心を定めたが、看守を拒ぐ用意をして置かないと、萬一發見せられた時に、慘殺されるので、夕飯を乗せて來た板を返さないで、靜に夜の更けるのを待つた。

時は夏であつた。檻の中には、大きな蚊屋を釣して一室のものが、ごちやくと寝て居る。奥宮も一所になつて横になつて居たが、時刻が來たので、二人の同行者に注意して、看守の足音の遠ざかるのを合圖に、件の柱を一押にして、逃げ出さうと

思つて居ると、貨幣偽造の小商人が變心して、雪隠に道入つて、雪隠の窓の下を通る看守を呼んで密告した。小商人の聲は小さかつたが、反問した看守の聲が大きかつたので、忽ち奥宮の耳に道入つた。奥宮は烈火の如く憤つて、「己れッ」と云ひさま、雪隠の中へ飛込み、小商人を引摺んで、力を極めて投付けたので、小商人は蚊屋を越して、檻房の土間へ打ち倒れた。倒れたまゝで、破獄だ、「破獄だ」と叫んだ。かくと聞いて看守が抜劍して四方から集つた。かくと見ると奥宮は、惡びれず前に出て、破獄は万公が遣りかけたが、最う止したから靜にしてくれ。他の囚人に氣の毒だ。」と云つて、騒ぐ看守を靜めた。其夜小商人は、此所に居ては、殺されるから、「と云つて、別室へ移つた。

樺戸の苦役

無期徒刑の宣告を受けた奥宮は、先づ小菅集治監に移され、小菅から又宮城に。

二十二年の秋になつて、はじめて樺戸の監獄に移された。

澤山の囚役と共に、石の巻から汽船に乗つて、北海道に渡つた。樺戸は札幌から十三里、空知の監獄とは五里を隔てゝ居る。獄中の日課は、伐材も遣つた。道路の開鑿も遣つた。鍛冶屋も遣つた。裁縫も遣つた。看護人も遣つた。農作にも従事して、馬鈴薯等も作つた。朝は五時から仕事にかゝつて、夕方は四時に済んで、其暇には、同志が差入れてくれたエマソンの文集、マコレーの文集、其他佛教の書を讀んだ。備後表を敷いた十疊ばかりの座敷で、二十人ばかりの囚徒と一團になつて、一點の光明のない、暗黒な生活を送るので、何時も奥宮の頭を往來したものは、破獄と云ふ一事であつた。で同じく苦役して居る三人の同志に顔を合す事があると、破獄の事ばかり云つて、何時も其方法を考へて居た。

二十四年の秋、囚徒の履歷を作る事を命せられたので、樺戸から出張して、其所此所に假小舎を作りながら、道路の開鑿に従事して居る囚徒の群を、次から次へ追つて

行つた。十四五里も行つた所で、圓らすも空知に苦役して居る小林篤太郎が、空知の方から來て、同じく道路の開鑿に従事して居るのに邂逅した。其夜は二人で、馬鈴薯を焼いて破獄の相談をした。其方法は、奥宮の提出であつた。朝、寢床から出て囚徒一同が廊下に立つた時、廊下の天井に釣した角燈を叩き落して、それに疊んだばかりの蒲團を投げかけ、廊下を一面の火にして騒ぎ立て、四五十人ある看守が狼狽して駈附けた留守へ廻つて、看守室に在る洋劔を奪つて、看守を塵殺し、北見の海岸から船を奪つて、浦沙斯徳へ逃げやうと云ふ計畫である。それには日を定めて、樺戸と空知とで一度に事を擧げる事にして、奥宮は樺戸の有志を作り、小林は空知で有志を作る事を約して分れた。

然るに、其期に至つて、東京の同志から慰問委員を送つて、板垣、片岡、林、龍野等の有力者が、屹度特赦の恩典に預かれる様に奔走して居るから、出来るだけ謹慎して居れと傳へて來たので、破獄の陰謀は自然と立消えて、皆眞面目に苦役に服してゐた

が、遂に二十九年七月に、同士六七人共に特赦復権を得た。そして東京から迎へに來た三四人の自由黨員と一所に、北海道を出發して、上野に着いて見ると、自由黨先輩の出獄を迎ふ、と云ふ旗を押立てた黨員が、停車場一杯に出迎へて居た。

其夜、神田明神の開花樓で慰勞會があつた。其席上で、松田正久が演説して云つた。「第三期の運動は何うなるだらう、と奥宮は此語を如何に聞いたであらう。



民衆の現状を審察したらん者誰かは、此を、革命の如き

手段を藉りて、更に善きに遷はしめんことを庶幾はさ

らんや。

(ギッフヘン)

静岡事件と中野次郎三郎氏

中野次郎三郎の細君

静岡事件は、急激な自由民権家が犯した最後の國事犯であつた。そも、同縣下には、濱松方面に於ける遠陽自由黨と、静岡方面に於ける岳南自由黨の兩團隊があつて、それが協力して、時の政府を顛覆せうとした。山岡音高が岳南自由黨を代表し、中野次郎三郎が、遠陽自由黨を代表して居た。其他兩團隊所屬の志士には、湊省太郎、宮本鏡太郎、山田八十吉、村上左一郎、小池勇、小山徳五郎、足立邦太郎、荒川太郎、藪重雄等があつた。中でも中野次郎三郎は、静岡縣下の自由黨創設者で、明治十三年同黨の創立から、明治十九年の蹉跌に至るまで、同黨の爲めに奮闘に奮闘を續けたものだ。

中野氏は今、新宿三丁目六十九番地に住んで居る。瘦せて背の高い、五十五六の老人で、巾の狭い長い顔に、疲を刻んだ小皺があるが、受口になつた唇が赤く、何所となく若々しい。細君の絲女も、氏に似て瘦せた背の高い女である。齒の抜けた口元から、顔色の具合は、氏よりも老けて見える。良人の監獄の移るに従つて、おのれも其地方に移つて行つて、一方女の手一つで苦しい生活を支へながら、一方日を定めて面會に行つて、良人の困苦を慰め、傍ら良人と一所に、獄中にある良人の政友を慰めて居たので、中野の細君と云へば、一部の間知られて居る女傑である。

中野氏の苦役地は空知であつた。細君は札幌に居て、小賣店を開いたり、髮結になつたりして、月に一度宛空知へ慰問に行つた。加波山事件の原利八が病死した時は、それを引取つて改葬した。三升の餅を搗いて、教誡師に連られて、原の死骸の埋められた四人墓地へ行つた。墓地の先には、五六人の囚徒が、雪の上で、薪を作つて居る。良人の勞苦に引較べて、それに同情した細君は、墓前に供へた殘餘の餅を、看

守の手を通して囚人に分つた。囚人は喜んで、囚衣の裾へ包んで持つて行つた。二十六年になつて、自由黨の總理板垣退助が、空知の政友を慰問に来た時は、札幌の有志三百人の先導になつて、札幌停車場へ迎ひに行つた。細君を知つて居るものは、あれや髮結だ、と云つて、有志に交つて行く細君を見て不審した。其夜、板垣歓迎會の席上へ呼ばれて、板垣から空知への先打を頼まれた。細君は其翌日、空知へ驅付けて、板垣の慰問を傳へると、監獄署では驚いて、急に獄内の掃除をはじめ、四千有餘の囚徒に、新衣を與へた。二日して板垣が到着すると、監獄署の馬を引出して、板垣を迎へた。板垣に同行した龍野周一郎が、町の最中で、馬から眞倒様に落ちたのは此時である。後、湊省三郎が釧路で病死したので、其遺骨を貰う手續をしたが、雪に妨げられて居る内に、良人が大赦になつた。で遺骨は東京へ歸つてから受取つた。原利八を改葬した時、原には一圓十錢の所持金と、實印と、捕縛せられたとき履いて居たと云ふ紺足袋とがあつた。それを故郷に送ると、金子は細君へ渡し

てくれと云つて返して來た。其所で監獄署では金子を細君に下げ渡した。細君は其金子で原の三回忌を營んだ。最初細君が北海道へ渡つたのは、明治二十二年の八月で、良人と一所に東京に歸つたのは、三十年の七月、其の間殆んど十箇年であつた。自然と人生の險惡な北海の空で、か弱い女の努力は、それは悲惨なものであつた。

細君は續いて當時の印象を斷片的に物語つた。「何時でしたか、濼様が汚ない飛白を着て、塵を負ふて、草鞋を履いて來ました。妾はあまり汚ない姿すがたをして居るか、例の壯士だと思つて、亭主は某村—三里位ある土地—へ行つて留守だと云つたら、其壯士は、妾の顔ばかり見て、何うしても逢はなければ、不可ない事があるんです。と云つて、それから奥様は、私をお忘れになりましたか、私は濼ですと云ふぢやありませんか、それでも最初に留守だと云つたものを、今更居るとも云へないから、それでは人を遣るからと云つて、弟に吩咐けて、衣服を持たして、某村から歸つた風

で、二時間ばかりして歸つてくれと云つて、魚釣に行つて居た亭主を呼びに遣りますと、衣服を泥だらけにして、竿を持つて、直ぐ歸つて來て、何うだ、乃公の嬖は、嘘を吐くが上手だらうと云ふぢやありませんか。」又た高田事件の赤井景韶が破獄して静岡に來り、山岡音高の知人清水綱義の家にかくれ、それから、中野の所へ來る積りで、大井川の橋の上まで來て、捕縛せられ、遂に死刑になつた事を話して、彼の時は、鳴子の琴平様の裏に居た時でした。妾が裏の山から、白百合の花を取つて來て、今日は赤井様の死刑になる日だから、お祭をすると云ふと、亭主は、乃公は詩を作つたと云ひました。静岡の同志荒川太郎が探偵を欺いた話をして、前日私の家へおらして、翌日歸る積で、草鞋を履いて居りますと、探偵が來て、荒川太郎は來て居やしないかと云ふから、荒川様は、荒川は昨日來て、名古屋の方へ行くと云つて出發したと云ふと、探偵は急いで出て行きました。其暇に荒川様は東京へ行きました。」静岡事件の密告者、小勝俊吉が捕縛せられた時の事を話して、「小供が澤山あるのに、貧乏し